

# 第35期 第2回 横浜市児童福祉審議会（総会）

日 時：令和7年3月19日（水）午後6時00分～

開催方法：ハイブリット開催

（横浜市庁舎18階みなと1・2・3会議室）

## 次 第

### 1 こども青少年局長あいさつ

### 2 報告事項

- (1) 部会からの報告
- (2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について
- (3) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について
- (4) 横浜市社会的養育推進計画の策定について
- (5) こども誰でも通園制度について
- (6) 令和7年度こども青少年局予算概要
- (7) その他

---

資料1	第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・臨時委員名簿
資料2	第35期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
資料3	横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料4	部会報告 里親部会
資料5	部会報告 保育部会
資料6	部会報告 児童部会
資料7	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について
資料8	第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について
資料9	横浜市社会的養育推進計画の策定について
資料10	こども誰でも通園制度について
資料11	令和7年度こども青少年局予算概要



## 第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	あかし よういち 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	◎ いしうち あきら 石内 亮	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
5	いしかわ まさみ 石川 正美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事
6	いなだ りょうた 稲田 遼太	一般社団法人ラシク045
7	おおぞの ひろこ 大園 啓子	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
8	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
9	おぎぞ ひろし 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
10	くぼぞの ゆうこ 久保園 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
11	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
12	こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部 教授
13	さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
14	さかもと こういち 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
15	しがや まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
16	たかまし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
17	たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18	パング きえ パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
19	ひろない ちあき 廣内 千晶	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター助教
20	○ みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
21	もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授

## 第35期横浜市児童福祉審議会 部会名簿

◎：部会長 ○：副部会長

（各部会50音順、敬称略）

部会		氏名	所属・役職等
里親部会	委員	石川 正美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事
		久保 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
		◎ 小林 理	東海大学健康学部 教授
		○ 田辺 有 <sub>二</sub>	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
		パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
保育部会	委員	◎ 石井 章 <sub>仁</sub>	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		稲田 遼 <sub>太</sub>	一般社団法人ラシク045
		大庭 良 <sub>治</sub>	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		倉根 美 <sub>帆</sub>	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		齊田 裕 <sub>史</sub>	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		○ 山瀬 範 <sub>子</sub>	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授
	臨時委員	森 佳 <sub>代子</sub> ※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		大澤 洋 <sub>美</sub>	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		尾木 ま <sub>り</sub>	子どもの領域研究所 所長
清水 純 <sub>也</sub>	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長		
児童部会	委員	○ 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
		◎ 澁谷 昌 <sub>史</sub>	関東学院大学社会学部 教授
		○ 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
		廣内 千 <sub>晶</sub>	横浜市立大学付属市民総合医療センター 精神医療センター助教
	臨時委員	森山 直 <sub>人</sub>	東京経営短期大学 非常勤講師
障害児部会	委員	大園 啓 <sub>子</sub>	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
		坂本 耕 <sub>一</sub>	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
		森 佳 <sub>代子</sub> ※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
放課後部会	委員	青山 鉄 <sub>兵</sub>	文教大学人間科学部 准教授
		明石 要 <sub>一</sub>	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
	臨時委員	金藤 心 <sub>子</sub>	文教大学人間科学部 教授
		鈴木 裕 <sub>子</sub>	国士舘大学文学部 教授
		高杉 陽 <sub>子</sub>	横浜市PTA連絡協議会 会計
		辺見 伸 <sub>一</sub>	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		保科 優 <sub>子</sub>	横浜市小学校校長会 副会長
		松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		三浦 尚 <sub>美</sub>	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
		宮永 千 <sub>恵子</sub>	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

※で表示の委員については、複数の部会へ所属

## 横浜市児童福祉審議会〔総会〕 事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	武 居 秀 顕
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	片 山 久 也
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八 木 慶 子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	槇 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥 津 秀 子
	地域子育て支援課医務担当課長	小 川 幸
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
障害児福祉保健課長	高 島 友 子	
中央児童相談所支援課担当課長	木 村 知 香 枝	

## 事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
企画調整課担当係長	生 野 元 康



## ○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

## 横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。  
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

### （総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

### （臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第8項第1号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第8項第5号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第8項第6号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第8項第7号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第8項第11号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第8項第2号関係) 3 児童虐待等の調査に関する事 (第8項第12号関係) 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事 (第8項第13号関係)

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第14号関係) 6 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第8号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
  - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (6) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)第4条第1項に規定する事項
  - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事

(12) 児童虐待等の調査に関すること

(13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）

(14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 横浜市児童福祉審議会部会報告書

## 【里親部会】

資料 4

(期間) 令和6年11月1日～令和7年2月28日

### 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第1回	令和6年12月18日 14:00～16:30	1 審議事項 (1) 里親審議 養育里親 3件 縁組里親 1件 専門里親 1件      計5件 (2) 審議結果 5件承認 2 報告事項 (1) 里親認定登録種別変更報告 (2) その他

### 2. 主な報告事項

第1回	
審議事項	(1) 里親の認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された5件を承認した。
主な意見	特になし。



# 横浜市児童福祉審議会部会報告書

## 【保育部会】

資料5

(期間) 令和6年11月1日～令和7年2月28日

### 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第1回	令和6年12月11日 18:00～19:56	1 審議事項 (1) 認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について

### 2. 主な報告事項

第1回	
審議事項	(1)認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された3件(3法人)を認可対象として承認した。
主な意見	特になし。

【添付資料】 第35期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会の審議結果

第 35 期横浜市児童福祉審議会 第 1 回保育部会の審議結果

令和 6 年 12 月 11 日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 認可保育所及び小規模保育事業の設置者変更に伴う認可について

審議の結果、付議された 3 件（3 法人）を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1	戸塚	あーす保育園 横濱戸塚	変更前：SOU キッズケア（株） （旧（株）アピカル） 変更後：SOU キッズケア（株） （旧（株）スクルドアンド カンパニー）	72	令和 7 年 4 月 1 日
	鶴見	あーす保育園 鶴見中央		51	
	保土ヶ谷	あーす保育園 保土ヶ谷		80	
	戸塚	あーす保育園 戸塚※		19	
	戸塚	あーす保育園 戸塚 Annex※		19	
2	港北	オハナ新羽保育 園・分園	変更前：（福）葵友会 変更後：（福）江東ことぶき会	88・24	令和 7 年 4 月 1 日
	港南	オハナ上永谷保 育園		90	
	旭	オハナ鶴ヶ峰保 育園		84	
	鶴見	オハナ鶴見保育 園		80	
3	青葉	あゆみ保育園 藤が丘	変更前：（福）博愛福祉会 変更後：（福）恵泉会	40	令和 7 年 4 月 1 日

※小規模保育事業

# 横浜市児童福祉審議会部会報告書

## 【児童部会】

資料6

(期間) 令和6年11月1日～令和7年2月28日

### 1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第1回	令和6年11月28日 15:00～17:20	1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(南部児童相談所) (2)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 2 報告事項 (1)児童福祉法施行令第32条に基づく児童福祉法第27条第1項第3号の措置解除の意向が一致しない中での措置解除後の報告について(中央児童相談所) 【次頁あり】

回数	開催日時	主な審議内容等
第1回	令和6年11月28日 15:00～17:20	(2)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) 3 その他 (1)令和6年度児童相談所一時保護所外部評価報告について(こどもの権利擁護課 養護支援係) (2)「横浜市社会的養育推進計画」の全面改訂と市民意見募集の実施について(こどもの権利擁護課 養護支援係)
第2回	令和6年12月26日 15:00～17:25	1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号及び第2号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(南部児童相談所) (4)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (5)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 【次頁あり】

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和6年12月26日 15:00~17:25	2 事例報告 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 3 その他 (1)令和6年度横浜市こどもの意見表明支援事業の実績報告(速報)について(こどもの権利擁護課 養護支援係) (2)被措置児童等虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課 養護支援係) (3)被措置児童等虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課 養護支援係)

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和7年1月23日 15:00~16:50	1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) 2 事例報告 なし 3 その他 (1)「横浜市社会的養育推進計画」の市民意見の反映について(こどもの権利擁護課 養護支援係)

回数	開催日時	主な審議内容等
第4回	令和7年2月27日 15:00~17:05	1 審議事項 (1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(北部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 2 事例報告 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) 3 その他 (1)被措置児童等虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課 養護支援係) (2)被措置児童等虐待の受付(報告) (こどもの権利擁護課 養護支援係) (3)一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について(こどもの権利擁護課 養護支援係)

**まとめ** (令和6年11月1日から令和7年2月28日まで4回開催)

**【事例審議 14件】**

- ・児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 10件  
(保護者から同意が取れない場合の施設入所の申立て)
- ・児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて 3件  
(保護者から同意が取れない場合の入所期間更新の申立て)
- ・児童福祉法第28条第1項第1号及び第2号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 1件

**【報告事項 4件】**

- ・児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てに係る案件 3件  
(一時保護から2カ月を超えて保護する場合で、保護者から同意が取れない場合の申立て)
- ・児童福祉法施行令第32条に基づく児童福祉法第27条第1項第3号の措置解除の意向が一致しない中での措置解除後の報告について(中央児童相談所) 1件

**【その他 9件】**

- ・被措置児童虐待の受付(報告) (施設などで生活するこどもへの虐待があった場合の報告) 4件
- ・令和6年度児童相談所一時保護所外部評価報告について
- ・「横浜市社会的養育推進計画」の全面改訂と市民意見募集の実施について
- ・「横浜市社会的養育推進計画」の市民意見の反映について
- ・令和6年度横浜市こどもの意見表明支援事業の実績報告(速報)について
- ・一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

## 2. 主な報告事項

第1回	
審議事項	(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第1回	
報告事項	<b>報告事項</b> (1) 児童福祉法施行令第32条に基づく児童福祉法第27条第1項第3号の措置解除の意向が一致しない中での措置解除後の報告について (中央児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)  <b>その他</b> (1) 令和6年度児童相談所一時保護所外部評価報告について (こどもの権利擁護課 養護支援係) (2) 「横浜市社会的養育推進計画」の全面改訂と市民意見募集の実施について (こどもの権利擁護課 養護支援係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	報告事項の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。 その他項目(2)について、文章内容の一部修正意見あり。

第2回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号及び第2号に基づく家庭裁判所への申立てについて（中央児童相談所） (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（中央児童相談所） (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（南部児童相談所） (4)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所） (5)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所）
報告内容	(1)(2)(3)(4)(5)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第2回	
報告事項	事例報告 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所）  その他 (1)令和6年度横浜市こどもの意見表明支援事業の実績報告（速報）について（こどもの権利擁護課 養護支援係） (2)被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課 養護支援係） (3)被措置児童等虐待の受付（報告）（こどもの権利擁護課 養護支援係）
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	報告事項、その他(2)(3)の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。 その他(1)について、こどもへのフィードバックの方法について確認あり。

第3回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (2)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	その他 (1)「横浜市社会的養育推進計画」の市民意見の反映について (こどもの権利擁護課 養護支援係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	ヤングケアラーの支援について、状況の解消を含めた意味での支援であることがわかる表現にした方がいい。

第4回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第2項に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	(1)(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

#### 第4回

報告事項	事例報告 (1)児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)  その他 (1)被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課 養護支援係) (2)被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課 養護支援係) (3)一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について (こどもの権利擁護課 養護支援係)
報告内容	報告内容を確認。
主な意見	事例報告、その他(1)(2)の意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。



## こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定

本市のこども・子育て分野の総合計画である「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」については、横浜市子ども・子育て会議で審議を行い、当審議会では令和6年11月5日の総会で素案をご報告いたしました。

令和7年1月にパブリックコメントの結果等を反映した原案を策定し、2月18日の横浜市会において議決されました。

3月末に計画策定を予定しておりますが、本日は、原案の概要等についてご説明いたします。

### 1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（原案）の概要

#### 第1章 計画について

##### (1) 趣旨及び位置付け

本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に基づく「市町村こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」としても位置付けます。

##### (2) 計画期間

令和7年度から11年度までの5年間とします。

##### (3) 対象

こども基本法を踏まえて、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。

また、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

#### 第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

##### (1) 人口や少子化の状況

- ・令和6年の本市の18歳未満人口は約51.4万人で、平成26年と比較して約1割減少

##### (2) こども・家庭の状況

- ・母親の就労、共働き世帯の割合が増加
- ・日中の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが増加
- ・妊娠中や出産後半年くらいまでの間の子育てに対する不安感が高い状態が継続
- ・こどもの安全・安心で身近な居場所へのニーズが増加
- ・不登校やいじめ、虐待、自殺企図、ひきこもり、無業状態、こどもの貧困等様々な課題
- ・児童虐待相談対応件数は令和5年度には14,035件と過去最多

### (3) 地域・社会の状況

- ・地域とつながる場や機会、子育てに対する周囲の理解に対する期待の高まり
- ・子育て支援サービスの利用等におけるデジタル活用に対するニーズの高まり

## 第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

### (1) 目指すべき姿

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

### (2) 計画推進のための基本的な視点

- ①こどもの視点に立った支援
- ②全てのこどもへの支援
- ③それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- ④こどもに内在する力を引き出す支援
- ⑤家庭の子育て力を高めるための支援
- ⑥子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- ⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

## 第4章 施策体系と事業・取組

2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

重点テーマⅠ		全てのこどものウェルビーイングを支える
重点テーマⅡ		子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す
＜施策分野1＞ 全てのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策2	地域における子育て支援の充実
	基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実
＜施策分野2＞ 多様な境遇にある こども・子育て家庭 への支援	基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援 ／困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
＜施策分野3＞ 社会全体での こども・子育て支援	基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

## 重点テーマⅠ 全てのこどものウェルビーイングを支える

### ○背景

- ・こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。
- ・全てのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ・こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

### ○方向性

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

### ○指標（※）

	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 (①将来の夢や目標をもっていますか/②自分のことが好きですか/③自分にはよいところがあると思いますか)	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

※アンケート調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」となっています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

### ○主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター機能の設置</li> <li>・地域子育て相談機関の設置</li> <li>・青少年相談センター事業</li> <li>・困難を抱える若者に対するSNS相談事業 (よこはま子ども・若者相談室)</li> <li>・ヤングケアラー支援事業</li> <li>・こどもの性被害の防止</li> <li>・こども・若者の居場所づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・青少年の体験活動の推進</li> <li>・プレイパーク支援事業</li> <li>・安全・安心な公園づくり</li> <li>・こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援</li> <li>・「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進</li> <li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li> <li>・児童相談所等の相談・支援策の充実</li> </ul>
---	---

## 重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

### ○背景

- ・本市調査（未就学児保護者）で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と共働き世帯が増加しています。子育てをされていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ・保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者が子どもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることは、子どもの健やかな成長につながっていきます。
- ・子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

### ○方向性

- (1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

### ○指標

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%
子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%
子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%
子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持っているとと思う人の割合	35.9%	51.6%
こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%
親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%
「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%

### ○主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援アプリ「パマトコ」</li> <li>・にもつ軽がる保育園</li> <li>・中学校給食事業</li> <li>・子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供</li> <li>・小学生の朝の居場所づくり事業</li> <li>・商業・集客施設等での一時預かり促進事業</li> <li>・子どもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てタクシー普及促進事業</li> <li>・妊産婦・こどもの健康相談事業</li> <li>・妊娠・出産相談支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点における利用者支援事業</li> <li>・地域子育て相談機関の設置</li> <li>・こども家庭センター機能の設置</li> <li>・妊婦健康診査事業</li> <li>・妊娠等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付</li> <li>・出産費用助成事業</li> <li>・小児医療費助成事業</li> <li>・児童手当</li> <li>・児童扶養手当</li> </ul>
--	---

## 施策分野1 全ての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

### 基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

#### ○概要

- ・ 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- ・ 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、子どもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

#### ○現状と課題

- ・ 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。
- ・ 「予期せぬ妊娠」等、妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制等を充実させることが必要です。
- ・ 妊娠中から専門的な相談支援を充実させると共に、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。
- ・ より安心して安全な出産ができる環境づくりや小児救急医療体制の安定的な運用など、産科・周産期医療、小児医療の充実が求められています。

#### ○目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

#### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

#### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 思春期保健指導事業</li><li>・ 妊娠・出産相談支援事業</li><li>・ 妊婦健康診査事業</li><li>・ 産科・周産期医療の充実</li><li>・ 小児医療費助成事業</li><li>・ 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付</li><li>・ 出産費用助成事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業</li><li>・ こんにちは赤ちゃん訪問事業</li><li>・ 産後母子ケア事業</li><li>・ 産前産後ヘルパー派遣事業</li><li>・ 産婦健康診査事業</li><li>・ 乳幼児健康診査事業等</li><li>・ 妊産婦・子どもの健康相談事業</li></ul>
--	--

## 基本施策2 地域における子育て支援の充実

### ○概要

- ・安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。
- ・多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

### ○現状と課題

- ・身近な場所に気軽に相談できる場が求められています。
- ・見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるよう妊娠期からの支援も重要です。また、妊娠期間から地域の親子の居場所を周知すると共に、保護者同士の仲間づくりや、父親の育児参加への対応も求められています。
- ・これから親になる世代も含めて、様々な世代に子育て家庭に目を向けてもらい、「子育てを温かく見守る地域づくり」を進めていくことが必要です。こども家庭センターと地域資源が連携して「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

### ○目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の環境と機会の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (令和10年度)

### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・地域子育て支援拠点における利用者支援事業</li> <li>・地区センターにおける親子が集う身近な場の創出</li> <li>・地域子育て相談機関の設置</li> <li>・親と子のつどいの広場事業</li> <li>・保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業</li> <li>・子育て支援者事業</li> <li>・未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成</li> <li>・子育て応援アプリ「パマトコ」</li> <li>・横浜子育てサポートシステム</li> <li>・子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）</li> <li>・こども家庭センター機能の設置</li> <li>・子育てタクシー普及促進事業</li> </ul>
---	---

### 基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

#### ○概要

- ・「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童・保留児童対策や保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

#### ○現状と課題

- ・乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの土台として最重要な時期です。「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を周知し、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていく必要があります。
- ・障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整えていくことが求められています。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえ、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が必要です。
- ・保育の利用を希望する世帯の割合は増加傾向にあります。一方で、年齢や地域によって定員割れが発生するなどニーズの変化に合わせた取組が必要です。
- ・保育所を利用していないこどもを一時的に預けたいというニーズが低年齢児を中心に増加しています。一時預かり施設を更に拡充していくなど、ニーズへの対応が必要です。

#### ○目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

#### ○指標

	直近の現状値	目標値（令和11年度）
待機児童数	5人（令和6年4月1日）	0人
保育・教育施設へのアンケートにおいて、こども一人ひとりの思いをくみ、興味関心に合わせた柔軟な保育を施設全体で実践していると回答した割合	46% 【令和6年度】	70%

#### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進</li> <li>・「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備</li> <li>・保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進</li> <li>・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続</li> <li>・私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</li> <li>・保育・教育コンシェルジュ事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の利用におけるオンライン申請の推進</li> <li>・保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援</li> <li>・将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・こども誰でも通園制度の実施</li> <li>・24時間いつでも預かり保育事業</li> <li>・商業・集客施設等での一時預かり促進事業</li> <li>・こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業</li> </ul>
--	--

## 基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成施策の推進

### ○概要

- ・子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進、地域主体の取組の推進を図ります。
- ・子ども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、子ども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、子ども・若者の声を聴く機会を設け、その意見を反映する取組を進めます。
- ・放課後の時間を過ごす全てのこどもの安全・安心な居場所を確保し、更なる質の向上を図るとともに、子育て世代にゆとりを創出し、子どもと向き合う時間の充実につながるよう、「小1の壁」の解消に取り組みます。

### ○現状と課題

- ・全ての子ども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。
- ・全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童施策を推進していく必要があります。
- ・子ども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めると共に、子ども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。

### ○目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) 子ども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) 子ども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) 子ども・若者の人権を守る取組の推進と子ども・若者の意見の反映

### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童育成事業</li> <li>・放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進</li> <li>・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供</li> <li>・小学生の朝の居場所づくり事業</li> <li>・子ども・若者の居場所づくり</li> <li>・子ども・青少年の体験活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイパーク支援事業</li> <li>・安全・安心な公園づくり</li> <li>・子どもの文化体験推進事業</li> <li>・M I C E次世代育成事業</li> <li>・子どもアドベンチャーカレッジ事業</li> <li>・中学校給食事業</li> <li>・こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援</li> <li>・子ども・若者の意見を反映した事業の実施</li> </ul>
--	--

## 基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

### ○概要

- ・地域で必要な支援を適切な時期に受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実に図ります。将来の自立等に向けて療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実に図ります。また、入所児童の成人期の地域での生活への移行の推進を図ります。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等の在宅生活支援や医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実に取り組みます。
- ・こどもの意見を聴く取組の推進や障害への理解促進を図ります。

### ○現状と課題

- ・障害児等との関わり方等について、保護者や関係者の悩みや不安に寄り添い、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められています。
- ・障害児通所支援のニーズが増加し、事業所も増える中、サービスの質向上等への支援が必要です。
- ・成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう成人期を見据えた支援を行うことが重要です。
- ・医療的ケア児等が安心して生活できるよう、保育・教育・福祉分野での受入れ推進、家族の負担軽減の取組、必要な支援につなげる取組等が求められています。
- ・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所と学校の連携等により、切れ目のない支援を実現するため、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- ・こどもの意見を聴く取組の推進や、社会全体の障害等への理解を深めていくことが重要です。

### ○目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センター運営事業</li> <li>・保育・教育施設等における障害のある子ども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲）</li> <li>・放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）</li> <li>・障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進</li> <li>・療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実</li> <li>・障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進</li> <li>・医療的ケア児・者等支援促進事業の推進</li> <li>・メディカルショートステイ事業の推進</li> <li>・小児がん患者のがん対策の推進</li> <li>・小児慢性特定疾病対策事業</li> <li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li> <li>・市民の障害理解の促進</li> </ul>
---	---

## 施策分野2 多様な境遇にある子ども・子育て家庭への支援

### 基本施策6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実

#### ○概要

- ・困難を抱えやすい子ども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、各学校や地域人材との連携、地域住民への啓発などを一層推進します。また、年齢によらない切れ目のない支援や、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
- ・ヤングケアラーの様々な負担の軽減や、本人やその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

#### ○現状と課題

- ・貧困などの養育環境の課題や、いじめ、不登校、ひきこもり、無業など複合的課題を抱えている子ども・若者や家族が社会的に孤立している状況があります。地域と連携しながら早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことが重要です。
- ・令和4年度の本市調査では、市内のひきこもり状態にある15歳から39歳の子ども・若者は約13,000人と推計されています。
- ・「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」であるヤングケアラーは、子ども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。子ども・若者の意向に寄り添いながら、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。

#### ○目標・方向性

- (1) 子ども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れた子ども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携

#### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人(累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人(累計)

#### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年相談センター事業</li> <li>・地域ユースプラザ事業</li> <li>・若者サポートステーション事業</li> <li>・困難を抱える若者に対するSNS相談事業 (よこはま子ども・若者相談室)</li> <li>・ヤングケアラー支援事業</li> <li>・子ども・若者の意見を聴く取組の推進</li> <li>・不登校児童生徒支援事業</li> <li>・不登校の子ども等困難を抱えやすい子どもの居場所づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域等と連携したいじめ等の防止</li> <li>・外国につながる子どもたちへの支援事業</li> <li>・寄り添い型生活支援事業</li> <li>・寄り添い型学習支援事業</li> <li>・放課後学び場事業</li> <li>・経済的に困難を抱える世帯への就学援助等</li> <li>・自殺対策事業</li> </ul>
---	---

## 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

### ○概要

- ・ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、子育て・生活、就業、養育費確保、相談など総合的な自立支援を進めます。また、ひとり親家庭のこどもに対する直接的なサポート充実と意見表明機会の提供に取り組みます。
- ・DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

### ○現状と課題

- ・本市調査では、母子家庭の約9割が就労していますが、就労していると回答した方のうち約4割が非正規雇用で、生活費に関する悩みが多くなっています。
- ・ひとり親家庭の背景として、DV、児童虐待、疾病や障害など複合的な課題を抱える場合があります。個別の事情に寄り添った支援が必要です。また、ひとり親家庭の社会的孤立を防ぐため、当事者同士や地域のつながり、民間支援等、多面的なアプローチが重要です。
- ・離別の場合、こどもの立場に立った、養育費の取り決めや親子交流の調整が必要です。
- ・令和5年度のDV相談件数は4,527件でした。緊急一時保護が必要な場合に、相談者のニーズにも応えながら、安全性が確保できる支援策が必要です。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な課題を抱える女性への包括的な切れ目ない支援が必要です。

### ○目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもへの安全・安心の確保と自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人／年	1,800人 (累計)
思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当</li> <li>・ひとり親家庭自立支援給付金事業</li> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業 (ひとり親サポートよこはま)</li> <li>・日常生活支援事業(ヘルパー派遣)</li> <li>・養育費確保支援事業</li> <li>・思春期・接続期支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li> <li>・住宅確保の支援</li> <li>・DV被害者支援</li> <li>・女性緊急一時保護施設補助事業</li> <li>・若年女性支援モデル事業</li> <li>・デートDV・DV防止事業</li> </ul>
--	--

## 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

### ○概要

- ・児童虐待対策を総合的に推進し、未然防止から再発防止までの支援策を強化します。
- ・各区にこども家庭センター機能を設置し、包括的な相談支援を提供するとともに、児童相談所の機能を強化し、虐待の早期発見や親子関係の再構築及び支援の充実を図ります。
- ・社会的養育を推進し、里親登録者の確保や施設の多機能化・高機能化を進めます。更に、こどもの意見表明の機会を確保し、権利擁護の取組を推進します。

### ○現状と課題

- ・令和5年度の児童虐待相談対応件数は14,035件で、死亡事例を含む重篤事例も依然発生しています。早期発見・早期対応、迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実が必要です。
- ・令和6年施行の改正児童福祉法に基づき、こども家庭センター機能を全区に段階的に設置し、妊産婦、こども、家庭への一体的な支援を行う体制を構築していきます。
- ・児童相談所の体制強化や区役所の機能強化を行い、予期しない妊娠や特定妊婦の支援、こどもの意見を聴取する機会の確保、一時保護所の環境改善や児童の学習支援の取組が必要です。
- ・里親等への委託数は増加傾向であり、里親支援センターの設立やファミリーホームの増設などの支援体制の充実が必要です。児童養護施設の多機能化・高機能化や、施設等退所者が安定した生活を送るための支援も求められます。
- ・社会的養護下にあるこどもの意見を表明する機会の確保が必要です。

### ○目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
①こども家庭センター設置数	①3か所	①18か所
②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	(令和6年度) ② —	② 30,000件
①里親委託率	①20.7%	①36.8%
②里親登録者数	②277組	②430組
③ファミリーホーム設置数	③8か所	③9か所

### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の要保護児童対策地域協議会の機能強化</li> <li>・妊娠・出産相談支援事業(再掲)</li> <li>・こども家庭センター機能の設置(再掲)</li> <li>・学校・医療機関との連携強化</li> <li>・児童虐待防止の広報・啓発</li> <li>・養育支援家庭訪問事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係形成支援事業</li> <li>・児童相談所等の相談・支援策の充実</li> <li>・一貫した社会的養護体制の充実</li> <li>・里親等委託の推進</li> <li>・横浜型児童家庭支援センターにおける家庭支援</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li> </ul>
---	---

### 施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

#### 基本施策9 社会全体でこども・若者を大切に作る地域づくりの推進

##### ○概要

- ・仕事と育児等の調和が実現され、子育てを楽しみ、こどもの成長に関わることができる社会をつくるため、企業に対する支援や男性の育児等への参画の促進など、多様で柔軟な働き方と共育を推進します。
- ・こどもや子育て中の人を応援する取組が広がるよう、こどもを大切に作る社会的な気運醸成に取り組むとともに、安全・安心な環境の中で子育てができるまちづくりを推進します。
- ・こどもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

##### ○現状と課題

- ・共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善傾向にありますが、家事や育児等に充てる時間はまだまだ女性に偏っています。
- ・妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮などが自然と行われるような、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。
- ・横浜市こども・子育て基本条例では、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢や発達程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。こどもの意見聴取や施策への反映は、適切な手法やタイミングを工夫・選択し、継続的に取り組む必要があります。

##### ○目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育の推進
- (2) こどもを大切に作る社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

##### ○指標

	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 (※)
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定する。

##### ○主な事業・取組

<ul style="list-style-type: none"><li>・共に子育てをするための家事・育児支援</li><li>・誰もが働きやすい職場環境づくりの推進</li><li>・子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲)</li><li>・子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)</li><li>・祖父母世代に向けた孫育て支援</li><li>・結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援</li><li>・福祉のまちづくり推進事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の総合的な移動サービス検討</li><li>・地域子育て応援マンションの認定</li><li>・安全・安心な公園づくり(再掲)</li><li>・読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実</li><li>・子育て世代向け横浜の魅力PRサイト</li><li>・地域防犯活動支援事業</li><li>・こどもの交通安全対策の推進</li><li>・よこはま学援隊事業</li><li>・安全教育・防災対策の推進</li><li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li></ul>
--	---

## 第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（確保量）を定めることとされています。国の基本指針等に基づき、令和5年度に実施した「利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めます。

## 第6章 計画の推進体制等について

様々な主体により計画を推進するとともに、計画の着実な推進のため、「横浜市子ども・子育て会議」において実施状況の点検・評価を実施します。

また、こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成やこども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を推進します。

横浜市こども・子育て基本条例を踏まえて、新たにこどもの意見を施策へ反映するための体制整備を行い、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映の取組を進めます。

## 2 策定経過

実施年月		内容等
令和5年	6月～7月	【子ども・子育て会議】子育て家庭を対象とした「利用ニーズ把握のための調査（以下、ニーズ調査）」（※1）に係る審議
	10月1日～ 10月31日	ニーズ調査（※1）の実施
令和6年	3月～6月	【子ども・子育て会議】骨子案の審議
	7月～9月	【子ども・子育て会議】素案（案）（※2）の審議
	9月17日	令和6年第3回市会定例会に素案の検討状況を報告
	10月17日～ 11月15日	素案に対するパブリックコメント（※3）
	11月5日	【児童福祉審議会】素案の報告
	12月	・第4回市会定例会において、パブリックコメントの実施結果を報告 ・【子ども・子育て会議】パブリックコメントの実施結果の報告、原案（案）の審議
令和7年	1月31日	原案公表
	2月	第1回市会定例会において原案を説明し、議決。

※1：こども本人へのアンケートを含む

※2：保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を含む

※3：やさしい版資料を用いて、こどもたちからも広く意見を募集

## 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について、市民意見募集によるご意見及び令和7年度予算案において具体化した新たな取組等を反映し、原案として取りまとめましたのでご報告します。

### 1 市民意見を踏まえた原案への反映状況

いただいたご意見（総数111件）のうち、9件について、趣旨を踏まえ原案に反映しました。原案に反映できなかったご意見についても、今後の計画推進の参考とさせていただきます。

#### 市民意見を踏まえ、原案に反映した内容

意見	反映内容
法定養育費の考え方が、一般的になり、養育費を受け取れる人が増えるよう支援して欲しい。（5件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(4)共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」及び「3(4)養育費確保の支援」に関連するコラムとして、国で議論されている法定養育費について記載します。（原案冊子33ページ）
こどもの意見を尊重すべきことについて、大人側の理解を深める施策が必要（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(6)こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」の項目に、大人がこどもの意見を聴くことについて理解を深めることの重要性について追記します。（原案冊子6ページ）
こどもが不登校気味で、今のままでは勤務日数・勤務時間を増やすこともできないので、困っている。（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「3(1)子育てや生活支援」の項目に、不登校について追記します。（原案冊子10ページ）また、「第4章 支援の具体的事業・取組」の「26 相談・情報提供の充実」の項目に、不登校等を含めた家庭の状況に寄り添った対応について追記します。（原案冊子34ページ）
相談事業の相談を受ける側が父子家庭に理解があるとは限らない現状に対しての対策案が必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、父子家庭特有の課題への理解を含め自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子35ページ）
ひとり親家庭に長期的視点で就労相談・支援ができるよう自立支援員等の教育の強化も必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、中長期的な展望をもった相談・支援に向けた自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子35ページ）

（参考1）市民意見募集の結果  
意見総数 69通 111件

（参考2）提出方法

提出方法	通数
電子申請・届出システム	15
電子メール	4
郵送・FAX等	0
その他※	50
合計	69

※一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会が実施するフードサポート事業の利用者に素案概要版を配布し、ご意見を提出していただきました。

裏面あり

(参考3) 項目別意見数

項目	意見数
計画全般に関すること	14
子育てや生活支援	14
就業の支援	16
経済的支援	30
養育費確保の支援	13
相談機関や情報提供の充実	9
子どもへのサポート	12
その他	3
合計	111

## 2 令和7年度予算案において具体化した新たな取組の反映

令和8年の民法等の改正法施行に向けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的としたリーフレット作成などによる啓発等、令和7年度予算案において具体化した取組を、原案に反映しました。

### 令和7年度予算案を踏まえ、原案に反映した内容

具体化した取組等	反映内容
日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「離婚前から支援を必要とする方」を対象に含めることを追記します。（原案冊子20ページ）
住宅支援資金貸付	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目について住宅資金（家賃）の貸付上限額を「1か月最大4万円」から「1か月最大7万円」に変更します。（原案冊子21ページ）
高等職業訓練促進給付金事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に『特定高等職業訓練促進給付金』を上乗せして支給」することを追記します。（原案冊子24ページ）
養育費についての広報・啓発	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立を受けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行う」ことを追記します。（原案冊子32ページ）
大学等受験料等補助事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の費用を補助」することを追記します。（原案冊子37ページ）

※上記の変更については、令和7年度予算議案が市会において議決されることを停止条件とします。

## 3 今後のスケジュール

令和7年3月

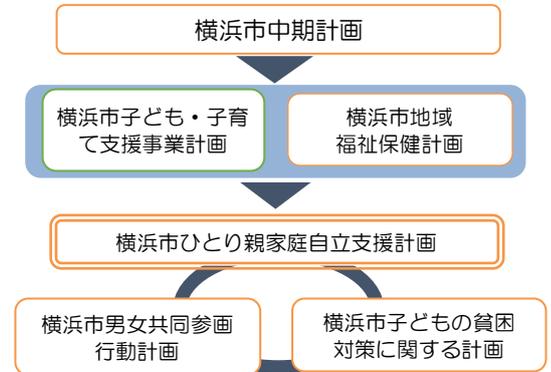
計画の確定・公表

# 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度） 原案（概要版）

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本理念や具体的事業・取組を定めるものです。



### 2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

## 第2章 ひとり親家庭の現状と課題

### 1 社会的背景

#### (1) 物価上昇を背景にした困窮状況

原材料価格の上昇や円安の影響などによる食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を特に受けやすい状況にあります。

#### (2) DVや児童虐待、親またはこどもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

#### (3) 住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、こどもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

#### (4) 共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、こどもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

#### (5) 国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

#### (6) こどもの意見の反映・こどもに向けた施策推進

「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえて、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが求められます。また、当事者や支援に関わる大人がこどもの意見を聴くことについて理解を深めることが重要です。

## 2 ひとり親家庭の現状と課題

「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」結果及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

### （1）子育てや生活支援

- ア 稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっています。
- イ ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親またはこどもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。

### （2）就業の支援

- ア 本市のひとり親の就業率は高く、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%となっていますが、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたいと考えています。
- イ 子育てと就労の両立を支援するためにも、親またはこどもの健康状態やこどもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援など、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

### （3）経済的支援

- ア 家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。
- イ 児童扶養手当の支給に加えて、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

### （4）養育費確保の支援

- ア 離婚等によりひとり親家庭となったこどものために支払われるべき養育費について、「養育費の取り決めをしている」割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が36.3%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。
- イ 相談・啓発の取組や養育費確保支援事業等の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、こどもの健やかな成長を後押しすることが求められています。

### （5）相談・情報提供

- ア 「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。
- イ SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援及び交流支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

### （6）子どもへのサポート

- ア 国の調査によると、ひとり親家庭のこどもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。
- イ 子どもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

### 第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

社会的背景やひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、ひとり親家庭の支援の基本方針を定めます。

#### 1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及び子どもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子どもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

#### 2 支援の視点

- (1) 自立を支援する視点
- (2) こどもの視点
- (3) 地域支援の視点

#### 3 支援における取組の方向性

##### (1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。

##### (2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための生活・学習支援や養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもへの支援を進めます。

### 第4章 支援の具体的事業・取組

支援の基本方針を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的施策に取り組みます。

取組の柱	主な事業・取組
<b>1 子育てや生活支援</b> ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活支援事業（ヘルパー派遣）</li><li>・横浜子育てサポートシステム</li><li>・市営住宅申込時の優遇</li><li>・セーフティネット住宅</li><li>・母子生活支援施設</li></ul>
<b>2 就業の支援</b> 雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況に合わせた、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり親家庭等自立支援給付金事業</li><li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業</li><li>・ジョブスポット</li></ul>
<b>3 経済的支援</b> 児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童扶養手当</li><li>・ひとり親家庭等医療費助成</li><li>・就学援助</li><li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付</li><li>・特別乗車券交付事業</li></ul>
<b>4 養育費確保の支援</b> 養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化するとともに、養育費の取り決め支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"><li>・法律相談</li><li>・養育費についての広報・啓発</li><li>・養育費確保支援事業</li></ul>

<p><b>5 相談機能や情報提供の充実</b> ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所等における相談及び情報提供</li> <li>・離婚前相談</li> <li>・当事者同士の交流や仲間づくり</li> </ul>
<p><b>6 こどもへのサポート</b> こどもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親のこどもの相談支援</li> <li>・生活・学習支援事業</li> <li>・親子交流支援事業</li> <li>・こども食堂など地域の取組支援</li> <li>・こどもの意見を聴く取組の推進</li> </ul>

### 第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定予定の次の目標を掲げ、推進していきます。

#### 【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)

#### 【指標2】こどもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

#### 【参考指標】横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率（「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

## 《概要版》 横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）

### I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって

#### 1 趣旨

平成28年度の児童福祉法改正を受けて、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和2年7月に本市の10か年の都道府県社会的養育推進計画（※）として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～令和11年度）」（以下、「基本的な方針」という。）を定めて里親委託等を推進してきました。

令和4年6月成立の改正児童福祉法等を踏まえて、令和6年3月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の通知が発出され、各都道府県等は、令和6年度末までに既存の都道府県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとされました。

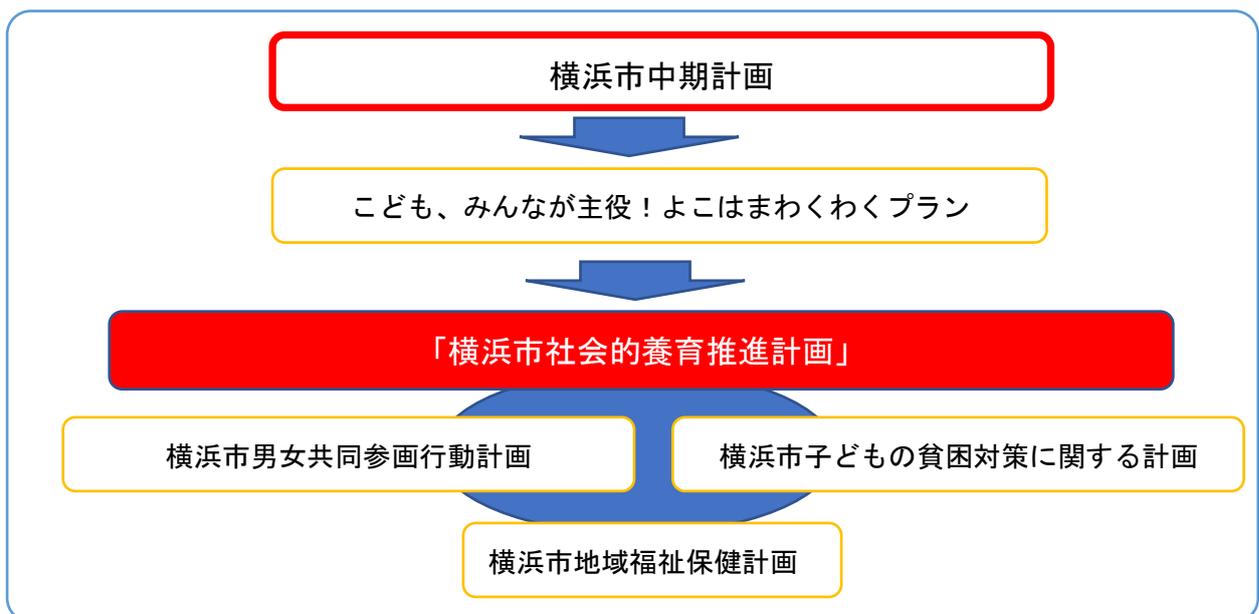
このことを受け、本市として、「基本的な方針」の令和7年度から令和11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定します。（※国の通知に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において策定）

#### 2 推進計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（令和2年度～11年度の後期期間分）

#### 3 本市における他の計画等との関係

「横浜市中期計画」及び現在策定を進めている「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）等関連計画と、連携・整合を図りながら、推進します。



## II 本市の社会的養護の状況

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成16年から令和6年の20年間で65,952人減少しています。また、令和2年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計では、更なる人口減少が予測されており、令和11年度には平成16年度対比で18%の児童人口の減少が見込まれています。

また、児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移については、令和元年度からの5年間では児童虐待の相談対応件数は増え続けており、令和5年度には過去最高の件数となりました。一方で一時保護件数はほぼ横ばいとなっています。

施設入所・里親委託児童数の推移に関しては、児童養護施設及び乳児院などの施設入所・里親委託児童数の推移では、里親委託の児童数が増加傾向にある一方で、社会的養護下にある児童数全体としてはほぼ横ばいの状況となっています。

## III 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」

### 【横浜市社会的養育推進計画の項目】

- 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）
- 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組
- 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 6 一時保護改革に向けた取組
- 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組
- 12 障害児入所施設における支援

### 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 【現状と課題】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続していくにあたって、まずはパーマネンシー保障の定義を定める必要があります。
- ・家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のためには、区役所と児童家庭支援センターを中心とした地域資源の連携が必要です。
- ・令和7年度からの後期分の計画からは、計画の進捗について自己点検・評価を実施し、児童福祉審議会への報告及びホームページ等での公表を行う必要があります。

#### 【目標・方向性】

- ・推進計画においては、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義します。

- ・アーリーヘルプ（※）を重視した支援の取組として、児童相談所や区が、保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。
- ・推進計画は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともに、市ホームページで公表を行っていきます。

※アーリーヘルプ：子どもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関が子どもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービスのこと。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

### 【現状と課題】

- ・令和4年度から市内4か所の一時保護施設においてアドボケイト事業を開始し、一時保護施設入所児童の意見表明を支援しています。令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づく意見聴取等措置、意見表明等支援事業として、子どもの権利擁護に関する取組について拡充を図っています。
- ・令和6年9月からは施設入所児童と里親委託児童への意見表明支援事業を事業者に委託し、制度の拡充を図っています。制度の拡充にあたっては、施設・里親・児童相談所など関係者に対する啓発や理解醸成を継続し、関係機関が具体的な指標や取組などの共通認識を持つことが大切です。

### 【目標・方向性】

- ・施設や里親等のもとで生活する子どもが普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人が子どもの声に耳を傾け、大人が自らの意見に向き合ってくれた経験が十分になされるよう、子どもの声に耳を傾ける土壌づくりを目指し、関係者への啓発活動を行っていきます。
- ・子どもの意見を支援に生かせるよう、意見聴取等の措置を確実に実施するとともに、第三者性を担保できる意見表明支援員の養成に継続的に取り組みます。

## 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・令和6年度からは、児童福祉法等の改正により市町村に設置が規定された「こども家庭センター」機能を各区のこども家庭支援課に順次設置し、これまで以上に母子保健部門と児童福祉部門の職員の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な相談支援に取り組み始めています。
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、児童家庭支援センターで実施しており、ファミリーホームや里親での事業は未実施となっています。将来的には、家庭環境において短期的な預かりを行うメリットを踏まえ、里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。
- ・令和4年度に18区への全区設置が完了して、現在は1区に1か所の横浜型児童家庭支援センター（以下、児童家庭支援センター）が運営されています。児童家庭支援センターが在宅支援のケースに早期介入していくことによりケースの重篤化を未然に防いでいます。

#### 【目標・方向性】

- ・こども家庭センター機能は令和6年度から各区のこども家庭支援課に順次設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行っています。また、要保護児童対策地域協議会との連携を強化していきます。
- ・子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等の家庭支援事業を実施するとともに、里親による子育て短期支援事業の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び区役所や児童相談所との連携を強化していきます。

### 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組

#### 【現状と課題】

- ・こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクの留意すべきポイントとして、妊娠の届出がない、母子健康手帳が未発行等の養育者の側面があげられています。また、妊産婦等生活援助事業の実施を検討する上で、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業のそれぞれの特性を踏まえた上で、事業の整理・統合など、様々な選択肢を踏まえ、実施に向けて速やかに検討していく必要があります。

#### 【目標・方向性】

- ・妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に個別面接を実施するとともに、特定妊婦の支援の質向上のための職員向け研修を実施します。また、妊産婦生活援助事業の実施に向けて検討を進めていきます。

### 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 【現状と課題】

- ・1件当たりの一時保護日数を全国平均と比較すると、本市は20日程度多くなっており年々長期化する傾向にあります。
- ・里親等委託率の目標値の設定を主眼とした現行計画では、代替養育が必要なこども数を「里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設に入所させて養育することが必要である者の数」と定義していますが、この定義を拡大するとともに、潜在的需要も含めます。

#### 【目標・方向性】

- ・施設や里親などの社会的養護下にある児童のほか、潜在的需要として一時保護日数が2か月以上の児童及び複数回一時保護された児童数も含めた代替養育を必要とするこどもの数を、令和11年度に1,252人と見込んでいます。
- ・推進計画期間中の各年度の代替養育を必要とするこどもの総数は、潜在的需要を含めることで、令和5年度までの実績と比較して2～3割は増加しますが、児童数の減少や早期支援の取組等により、徐々に減少することが見込まれます。

## 6 一時保護改革に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・一時保護は、児童相談所付設の一時保護施設で実施するだけでなく、こどもの状況に応じて様々な受入先を用意する必要があります。

### 【目標・方向性】

- ・児童相談所付設の一時保護施設だけでなく、こどもの状況に応じて、児童養護施設等や里親、医療機関など、多様な一時保護先の確保に取り組みます。また、一時保護期間の短縮や、一時保護施設的环境改善にも取り組みます。

## 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・本市では児童相談所を介した特別養子縁組成立数は僅かであり、里親委託率も全国平均より低い状況になっています。
- ・親子関係の再構築支援にあたっては親支援が重要となりますが、親自身に逆境的小児期体験（ACEs）があることや、精神疾患があるなど生きづらさを抱えていることも多く、支援の難しさがあります。その修復のための支援には相当の専門性が求められます。
- ・特別養子縁組による長期間のこどもの養育の中で、縁組ならではの悩みや課題もあります。縁組による養育の良い点だけでなく、取り組むべき課題をこどもの委託前に養育者が学ぶ機会を民間機関等と連携しながら提供することも必要です

### 【目標・方向性】

- ・児童相談所においてはパーマネンシー保障を担う職員体制を構築するとともに、養育里親、親族里親への積極的な委託を進めていきます。
- ・親子関係再構築にあたっては、児童相談所の業務役割の見直しのほか、区役所や里親、児童養護施設等との連携を強化していきます。
- ・特別養子縁組をより良い代替養育の選択肢の一つとして検討し、早期の段階で判断を行うとともに、縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築していきます。

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・本市の里親等委託こども数は依然として少ない状況にあります。それには、養育里親数の不足、ファミリーホーム数の不足、課題のあるこどもの委託、などの課題があります。
- ・現在は令和5年9月からNPO法人が里親フォスタリング機関として全市をカバーして里親フォスタリング事業を実施し、まずは里親登録者の確保を重点に事業を行っています。今後の里親支援センター化に向けた課題整理が必要です。

### 【目標・方向性】

- ・里親委託が必要なこども数及び里親登録数の増加見込み数を勘案し、令和11年度末の里親委託率の目標を36.8%とします。
- ・引き続き、里親の確保や適切なマッチング、民間フォスタリング機関と連携して地域における里親支援の推進等に取り組むとともに、ファミリーホームの新規開設を支援します。

- ・令和7年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、里親支援センター等の将来像を検討したうえで、今後の設置に向けて検討を進めていきます。

## 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・施設養育は、家庭養育では受入れが困難なこどもに対して、安全な環境で専門的なケアが提供できるほか、家庭に拒否感がある児童の養育や、兄弟姉妹が離れることなく同じ環境で養育できるというメリットがあるため、今後も一定のニーズがあると思われます
- ・より困難な課題を抱えているこどもを受け入れられる施設が限られています。

### 【目標・方向性】

- ・一人ひとりのニーズに応えられるよう、多様な施設形態・種別を確保します。
- ・乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化を推進します。また、公立施設のあり方の検討や医療機関との連携強化についても取り組んでいきます。

## 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・社会的養護経験者の支援ニーズを把握し、効果的な自立支援のための環境整備をすることを目的に令和6年度にアンケート調査を行いました。
- ・社会的養護自立支援拠点事業は、これまで里親・施設等の退所者を対象としていましたが、令和6年4月から「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者」も対象者として拡大されました。

### 【目標・方向性】

- ・令和6年度実施の社会的養護自立支援実態把握調査の結果を参考に、ニーズに対応した自立支援を実施します。
- ・利用者の声を反映し、社会的養護自立支援拠点事業をより利用しやすい事業にしていきます。また、地域でこどもたちを支援している関係者等の繋がりを促進し、地域資源を積極的に活用できる仕組みづくりを進めます。

## 11 児童相談所の強化等に向けた取組

### 【現状と課題】

- ・児童福祉司等の増員が必要なため、年々、人材確保は困難を極めています。また、児童相談所職員の大規模な増員に伴い、経験年数が少ない職員が増え、新しい研修体制の構築や職員の業務に関する精神的な負担の軽減も課題です。
- ・令和6年度に南部児童相談所の新築移転、令和8年度に東部児童相談所（仮称）が設置される予定となっており、計画的に児童相談所の設置を推進しています。

### 【目標・方向性】

- ・研修へ参加しやすい職場環境をつくるとともに研修の充実を図り、人材の確保及び専門性の向上を図ります。

- ・国の基準を参酌し、児童虐待対応件数や交通機関利便性等を考慮し、児童相談所について適切に整備・運営を行います。

## 12 障害児入所施設における支援

### 【現状と課題】

- ・福祉型障害児入所施設の入所形態は、措置による入所児童が多く、障害の程度としては、軽度の知的障害のある児童の割合が多くなっています。また、児童養護施設等から福祉型障害児入所施設への措置変更により入所する児童も増えつつあります

### 【目標・方向性】

- ・できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えるとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

### 【評価のための主な指標】

国の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定することとされており、計画の進捗について、毎年度、当該指標により自己点検・評価を行います。

《本計画の対象となるこども数の全体像》

- 代替養育を必要とするこども数の見込み

[令和6年度推計：1,341人 ⇒ 令和11年度見込み：1,252人]

《家庭養育支援のための指標》

- こども家庭センターの設置数

[令和6年度：3か所 ⇒ 令和11年度目標：18か所]

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数

[令和5年度実績：646人 ⇒ 令和11年度目標：845人]

《社会的養護を必要とするこどものための指標》

- 里親等委託率

[令和5年度実績：20.7% ⇒ 令和11年度目標：36.8%]

- 小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援等実施か所数

[令和5年度実績：13か所 ⇒ 令和11年度目標：21か所]



# こども誰でも通園制度について

令和6年度 こども誰でも通園制度試行的事業 及び  
令和7年度 乳児等通園支援事業について

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

## 1 「こども誰でも通園制度」とは

### <概要>

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化（＝乳児等通園支援事業）し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

～こども家庭庁HPより抜粋～

## 1 「こども誰でも通園制度」とは

### <目的>

- ◆全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する
  - ・ 在宅子育て家庭のこどもにも、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を提供する
  - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- ◆孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている 保護者の負担感の軽減
- ◆今後の人口減少社会における、 保育所等の多機能化の一つ
- ◆就労要件を問わず、全国で実施することで制度利用のアクセスを向上し、利用状況を自治体が把握し、 支援が必要な家庭の把握につなげていく

## 1 「こども誰でも通園制度」とは

### <対象者>

幼稚園や保育所等に通っていない **0歳6か月～満3歳未満**のこども

### <利用時間>

こども1人一月当たり**10時間**を上限

### <実施施設>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業、認可外保育施設、児童発達センター等

※太字は横浜市で試行的事業を実施している施設

## 2 令和6から令和8年度の事業の流れ

### ◆ 令和6年度 試行的事業

- ・ 本格実施を見据えた  
試行的事業を実施  
(市内14施設)
- ・ 7～11年度までの  
整備計画を策定  
(量の見込みと確保方策)
- ・ 「設備及び運営に関する  
基準」について条例を制定

### ◆ 令和7年度 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 法定事業に位置付け  
計画的整備 (7～11年度)  
(令和7年度：市内30施設)
- ・ 実施事業者の認可 手続  
⇒ 保育部会で、乳児等通園支援  
事業の事業者として認可
- ・ 総合支援システム稼働開始
- ・ 令和8年度に向け、利用者の  
一斉給付認定 (1～3月)
- ・ 給付制度化に伴う  
市条例の制定 (秋～)

### ◆ 令和8年度 乳児等のための支援給付

- ・ 新たな給付制度
- ・ 全ての利用対象者にとって  
一定の権利性が生じる  
→ 利用には認定が必要
- ・ 実施事業者の認可・確認
- ・ 監査・指導の対象

## 3 試行的事業の実施状況

### ◆ 利用について

1回あたり2～3時間程度、週1～2回程度、月4回

### ◆ 施設種別及び施設数

	認可保育所	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園	小規模 保育事業	地域子育て 支援拠点	計
施設数	6 (うち市立2)	1	4	2	1	14
定員数	16	8	26	9	3	62

### ◆ 登録者・利用者数(1月分)

登録者数:61人 利用者数:36人

### 3 試行的事業の実施状況

#### 実施施設の様子

##### 【例1】

- ・週に1回、一時預かり事業の枠をこども誰でも通園制度の枠に転換して実施
- ・こども誰でも通園制度の月10時間上限を超えて利用されたい方には、一時預かり事業もご案内している

##### 【例2】

- ・今年度は定員に空きがあったので、空き枠を活用して実施している

##### 【例3】

- ・職員配置が可能な日を選んで、可能な範囲で実施している



### 4 令和7年度 乳児等通園支援事業について

「児童福祉法」第34条の15第2項(※1)の規定に基づき、実施事業者の認可が必要

同法同条第4項及び「横浜市児童福祉審議会運営要綱」第4条(※2)に基づき、

令和7年度実施事業者の認可を保育部会で審議し、次回の総会にてご報告します。

#### ※1 「児童福祉法」

第34条の15第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

第4項 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

#### ※2 「横浜市児童福祉審議会運営要綱」

第4条第1項 審議会に、次の左欄に掲げる部会置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

保育部会	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第5号関係)
------	-----------------------------

第8項 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし次回の審議会に報告しなければならない。  
(5) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)

令和7年度

# 予算概要

子ども青少年局

【目 次】

	頁
◎ 令和7年度子ども青少年局予算案について	1
◎ 令和7年度子ども青少年局予算案総括表	4
◎ 全てのこどものウェルビーイングを支える	5
◎ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	7
<b>1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</b>	<b>11</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産費用助成事業</li> <li>○出産・子育て応援事業</li> <li>○妊婦のための支援給付事業</li> <li>○妊婦等包括相談支援事業</li> <li>○子育て世代包括支援センター事業</li> <li>○妊婦・産婦健康診査事業</li> <li>○妊婦歯科健康診査事業</li> <li>○母子保健指導事業</li> <li>○乳幼児健康診査事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産サポート事業</li> <li>○育児支援事業</li> <li>○こんにちは赤ちゃん訪問事業</li> <li>○乳幼児発達支援事業</li> <li>○視聴覚検診事業</li> <li>○不妊・不育相談等支援事業</li> <li>○妊産婦・こどもの健康相談事業</li> <li>○妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業</li> </ul>
<b>2 地域における子育て支援の充実</b>	<b>13</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○横浜子育てサポートシステム事業</li> <li>○親と子のつどいの広場事業</li> <li>○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業</li> <li>○子育て支援者事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施</li> <li>○子育て応援アプリ「パマトコ」事業</li> <li>○ハマハグ推進事業</li> <li>○子育てタクシー普及促進事業</li> </ul>
<b>3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等</b>	<b>15</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育</li> <li>○延長保育事業</li> <li>○市立保育所民間移管事業</li> <li>○横浜保育室助成事業</li> <li>○認可外保育施設等への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所等における業務効率化</li> <li>○にもつ軽がる保育園</li> <li>○給付費事務、保育所入所事務のDX化</li> <li>○指導・監査</li> </ul>
<b>4 幼児教育の支援</b>	<b>17</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費</li> <li>○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～</li> <li>○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</li> <li>○私立幼稚園等一時預かり保育事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園等補助事業</li> <li>○私立幼稚園等個別支援教育費補助事業</li> <li>○私立幼稚園等施設整備費補助事業</li> <li>○幼稚園教諭等住居手当補助事業</li> </ul>
<b>5 多様な保育・教育ニーズへの対応</b>	<b>18</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり事業</li> <li>○いざというときの一時預かり事業</li> <li>○24時間いつでも預かり保育事業</li> <li>○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり</li> <li>○商業・集客施設等での一時預かり促進事業</li> <li>○こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病児・病後児保育事業</li> <li>○プレイフルラーニングのモデル実施</li> <li>○乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</li> <li>○障害児や医療的ケア児の受入れ推進</li> <li>○外国につながるこどもへの支援</li> </ul>
<b>6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保</b>	<b>21</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・教育の質向上の仕組みづくり</li> <li>○保育・幼児教育職員等研修</li> <li>○保育資源ネットワーク構築事業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保小連携・接続事業</li> <li>○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保</li> </ul>
<b>7 保育・教育の場の確保</b>	<b>23</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進</li> <li>○保育所等の新規整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所等における多機能化</li> <li>○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信</li> </ul>
<b>8 放課後の居場所づくり</b>	<b>25</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後キッズクラブ事業</li> <li>○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業</li> <li>○放課後児童クラブ事業</li> <li>○放課後児童サポート事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学生の朝の居場所づくりモデル事業</li> <li>○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</li> <li>○プレイパーク支援事業</li> </ul>

9	子ども・若者の健全育成の推進	27
	○青少年を育む地域の環境づくり ○子ども食堂等支援事業 ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
10	地域療育センター運営事業	28
	○地域療育センター運営事業	
11	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	29
	○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等
12	困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実	30
	○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 ○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)	○ヤングケアラー支援事業 ○寄り添い型生活支援事業 ○よこはま型若者自立塾
13	ひとり親家庭等の自立支援	31
	○ひとり親家庭等自立支援事業	
14	DV対策事業	32
	○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性支援モデル事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
15	児童扶養手当等	32
	○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	33
	○児童虐待対策の総合的な推進	○児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
17	社会的養育の推進	35
	○里親制度等の推進 ○養育支援の充実 ○児童措置費等	○こどもの意見表明支援事業 ○施設を退所する子ども等への支援
18	ワーク・ライフ・バランスの推進	36
	○ワーク・ライフ・バランスの推進	
19	計画の推進	36
	○子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
20	児童手当	37
	○児童手当	
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	38
	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
◎	財源創出の取組	39
◎	データドリブンプロジェクト	40
◎	横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について	41
◎	横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度予算概要との関係	46

# 令和7年度 こども青少年局予算案について

「横浜市中期計画 2022- 2025」（以下、「中期計画」という）の最終年度として、計画に位置付けた施策・事業を着実に推進していきます。

また、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）（※）の初年度として、計画に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を充実させていくための予算案としています。

※令和7年第1回市会定例会における議決を経て策定します。

## 「中期計画」の戦略・政策等におけるこども青少年局関連の施策・事業

### 【基本戦略】

子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

### 【戦略1】 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

- ＜政策 1＞ 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～
- ＜政策 2＞ 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～
- ＜政策 3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援
- ＜政策 4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実
- ＜政策 5＞ 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

### 【戦略2】 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

- ＜政策 13＞ 障害児・者の支援

### 【戦略8】 災害に強い安全・安心な都市づくり

- ＜政策 35＞ 地域で支える防災まちづくり

## 「よこはまわくわくプラン」の目指すべき姿や基本的な視点

### 【目指すべき姿】

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、  
未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、  
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、  
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

### 【基本的な視点】

- 1 こどもの視点に立った支援
- 2 全てのこどもへの支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

# 「よこはまわくわくプラン」の重点テーマ・施策分野・基本施策と予算概要の項目

## 重点テーマⅠ 全てのこどものウェルビーイングを支える

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

## 重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

- (1) 時間的負担感の軽減
- (2) 精神的負担感の軽減
- (3) 経済的負担感の軽減

### 施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

#### 基本施策① 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

#### 基本施策② 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

#### 基本施策③ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

- 3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
- 4 幼児教育の支援
- 5 多様な保育・教育ニーズへの対応
- 6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保
- 7 保育・教育の場の確保

#### 基本施策④ 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり
- 9 こども・若者の健全育成の推進

#### 基本施策⑤ 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- 10 地域療育センター運営事業
- 11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

### 施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

#### 基本施策⑥ 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

- 12 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実

#### 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/DV 被害者支援/困難な問題を抱える女性への支援

- 13 ひとり親家庭等の自立支援
- 14 DV対策事業
- 15 児童扶養手当等
- 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

#### 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化
- 17 社会的養育の推進

### 施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

#### 基本施策⑨ 社会全体でこども・若者を大切に作る地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 20 児童手当

### 計画の推進

- 19 計画の推進



## 令和7年度 子ども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	369,520,043	412,406,274	42,886,231	11.6	
青少年費	24,024,636	25,136,734	1,112,098	4.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	223,982,815	245,243,013	21,260,198	9.5	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	121,512,592	142,026,527	20,513,935	16.9	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	
特別会計繰出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	370,035,568	412,873,592	42,838,024	11.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦福祉資金会計	262,575	320,099	57,524	21.9	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	262,575	320,099	57,524	21.9	

## 重点テーマ1

# 全てのこどもの ウェルビーイング を支える

横浜の全てのこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

## 3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

### 1 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

こどもたちの安全・安心を守ることができるよう地域や関係機関とも連携しながら、こどものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながるまちづくりを推進します。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	こども家庭センター機能の設置 （「児童虐待対策の総合的な推進＜拡充＞」の一部） 【1億2,974万円】	P33
(2)	青少年相談センターにおける相談・支援事業 【6,050万円】	P30
(3)	地域ユースプラザ事業 【1億3,764万円】	P30
(4)	若者サポートステーションにおける相談・支援＜拡充＞ 【1億2,329万円】	P30
(5)	困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室） 【6,830万円】	P30
(6)	ヤングケアラー支援事業＜拡充＞ 【3,314万円】	P30
(7)	寄り添い型生活支援事業 【3億5,378万円】	P30
(8)	思春期・接続期支援事業（「ひとり親家庭等自立支援事業＜拡充＞」の一部） 【3,055万円】	P31
(9)	若年女性支援モデル事業 【871万円】	P32

### 2 こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

各ライフステージを通して、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	地域子育て支援拠点事業＜拡充＞ 【16億6,969万円】	P13
(2)	親と子のつどいの広場事業＜拡充＞ 【7億668万円】	P13
(3)	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業＜拡充＞ 【4億237万円】	P14
(4)	子育て支援者事業 【7,669万円】	P14
(5)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）＜拡充＞ 【8,131万円】	P20
(6)	青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,407万円】	P27
(7)	青少年関係施設の運営等 【7億1,632万円】	P27
(8)	プレイパーク支援事業＜拡充＞ 【3,796万円】	P26
(9)	こども食堂等支援事業＜拡充＞ 【2,868万円】	P27

### 3 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	「よこはま☆保育・教育宣言」の理解促進・実践／研修・研究の取組支援等による専門性の向上及び質の向上（「保育・教育の質向上の仕組みづくり」「保育・幼児教育職員等研修」の一部） 【1億5,413万円】	P21
(2)	【再掲】青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,407万円】	P27
(3)	一時保護施設におけるこどもの意見表明（「児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＜拡充＞」の一部） 【210万円】	P34
(4)	児童養護施設等で生活するこどもの意見表明支援＜拡充＞ 【1,438万円】	P35
(5)	こどもの意見を大切にする気運醸成（「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進＜拡充＞」の一部） 【450万円】	P36

＜関連する他局の取組＞よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めていきます。

- 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築  
【教育委員会事務局】不登校児童生徒支援事業／地域等と連携したいじめ等の防止／日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実／放課後学び場事業／よこはま学援隊／安全教育・防災対策の推進／こどもの交通安全対策の推進  
【道路局】子どもの通学路交通安全対策事業 【国際局】外国につながるこどもたちへの支援事業  
【市民局】地域防犯活動支援事業 【健康福祉局】寄り添い型学習支援事業 【政策経営局】デートDV・DV防止事業
- こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実  
【にぎわいスポーツ文化局】子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業／子どもの文化体験推進事業／MICE次世代育成事業／横浜トリエンナーレ事業／フェスティバルによるにぎわい創出事業／文化施設運営事業  
【教育委員会事務局】子どもアドベンチャーカレッジ事業 【みどり環境局】安全・安心な公園づくり／こどもログハウスリノベーション 【港湾局】こどもと港とのふれあい機会の創出

#### 【参考】教育委員会事務局と連携した総合的な不登校児童生徒支援・いじめ防止対策

「よこはまわくわくプラン」等に基づき、区役所の「こども家庭相談」やSNSを活用した「よこはま子ども・若者相談室」などの身近な場所で実施しているこどもや家庭に対する相談窓口の積極的な活用を図るとともに、こども一人ひとりに合った安心できる多様な居場所づくりなど、教育委員会事務局と連携しながら、不登校児童生徒支援やいじめ防止対策に取り組みます。

##### SOSの察知（早期発見・未然防止）

～主な取組～

- 区役所のこども家庭相談《区役所》
- 児童相談所による相談《こども青少年局》
- よこはま子ども・若者相談室《こども青少年局》
- 24時間子どもSOSダイヤル《教育委員会事務局》

##### こどもや家庭へのサポート

～主な取組～

- 区役所、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の枠組みによる支援《こども青少年局・区役所》
- 課題に応じた個別的な支援（寄り添い型生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、ハートフルスペース等）《こども青少年局・教育委員会事務局》

連携

学校における不登校児童生徒支援・いじめ防止対策《教育委員会事務局》

## 重点テーマII

# 子育て家庭が 実感できる「ゆとり」 を生み出す

誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための施策を推進します。

「中期計画」の基本戦略を踏まえ、「預けやすいまちヨコハマ」の実現に向けた取組をはじめ、子育て世代の時間的・精神的・経済的負担感の軽減をさらに進めます。

## 3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

### 1 時間的負担感の軽減

仕事との両立や家事、育児等で日々忙しい保護者の時間的な負担感を軽減し、こどもに向き合う時間の充実や生活満足度の向上につなげます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>	【4億7,000万円】	P14
(2)	にもつ軽がる保育園	【5億6,308万円】	P16
(3)	一時預かり事業<拡充>	【24億6,582万円】	P18
(4)	長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供 （「放課後児童サポート事業<拡充>」の一部）	【1億5,070万円】	P26
(5)	小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充>	【4,505万円】	P26
(6)	商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規>	【2,000万円】	P19
(7)	こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規>	【300万円】	P19
(8)	子育てタクシー普及促進事業<新規>	【1,000万円】	P14

### 2 精神的負担感の軽減

保護者が不安や孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、精神的負担感の軽減に向けた取組を進めます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	【再掲】一時預かり事業<拡充>	【24億6,582万円】	P18
(2)	妊産婦・こどもの健康相談事業	【1億1,799万円】	P12
(3)	妊娠・出産相談支援事業（「妊娠・出産サポート事業<拡充>」の一部）	【4,055万円】	P12
(4)	24時間いつでも預かり保育事業<拡充> （旧事業名：24時間型緊急一時保育事業）	【8,124万円】	P18
(5)	【再掲】商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規>	【2,000万円】	P19
(6)	【再掲】こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規>	【300万円】	P19
(7)	いざというときの一時預かり事業<新規>	【1,969万円】	P18

### 3 経済的負担感の軽減

子育て世代が安心して子どもを生み・育てることができる環境づくりの一環として、経済的負担感の軽減に向けた支援を進めます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	妊婦・産婦健康診査事業<拡充>	【32億3,874万円】	P11
(2)	妊婦のための支援給付事業<拡充>	【19億4,525万円】	P11
(3)	出産費用助成事業	【19億1,372万円】	P11
(4)	児童手当	【702億2,692万円】	P37
(5)	児童扶養手当	【96億174万円】	P32

<関連する他局の取組>よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めていきます。

#### 1 時間的負担感の軽減

【教育委員会事務局】中学校給食事業

#### 3 経済的負担感の軽減

【健康福祉局】小児医療費助成事業

### 【参考】「預けやすいまちヨコハマ」の推進

就労、冠婚葬祭、通院、リフレッシュなど様々な理由で、子どもを一時的に預けたい保護者のニーズに応えられるよう、多面的に施策を展開・充実して、「預けやすいまちヨコハマ」を目指します。

一時預かりの課題としては、「予約したくても空いていない」、「事前面談が手間」、「身近に預けられる場所がない」といった声が寄せられています。

令和7年度は、このような課題の解決に向けて、新規にモデル事業を実施しながら、ニーズに沿ったより使いやすい制度を構築していきます。

また、既存の一時預かりについても、受入枠の拡充や手続の簡便化に向けた取組を進めていきます。

#### 【令和7年度新規・拡充事業】

	分類	取組事項	内容
①	短時間 預かり	商業・集客施設等での 一時預かり促進事業<新規>	預かりの充実に向けて、商業・集客施設や大規模イベント会場等で短時間の一時預かりをモデル実施。また、市庁舎内での土日祝日の一時預かりをモデル実施
②		子どもが楽しめる 体験プログラム付き 一時預かり事業<新規>	保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンスなど、預かりプログラムを地区センター等の身近な場所でモデル実施
③	日中 預かり	いざというときの 一時預かり事業<新規>	保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保
④	宿泊 預かり	24時間いつでも 預かり保育事業<拡充> (旧24時間型緊急一時保育事業)	事業名称を変更して利用しやすくするとともに、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の整備を進めるため、運営費の補助を拡充
⑤	その他 (手続)	一時預かり WEB予約システムでの オンライン面談<新規>	これまで対面で実施していた事前面談について、利便性の向上を図るため、予約システムにWEB面談機能を追加

## 子育て応援アプリ



スタート半年で、  
登録者数6万人突破！  
申請7万件受付！  
(令和7年1月現在)

今後もさらに増！

子育て応援アプリ「パマトコ」は、

子育てに役立つ情報の収集とともに、さまざまな手続きをオンラインで行うことができるアプリです。

これまで子育てに関する情報収集や手続きに要していたお時間をお返しすることで、

子育て中のみなさまの心理的・時間的負担を軽減します。

## 1 主な機能

### オンライン申請

- ・市独自の出産費用助成など妊娠期から出産期の手続きがパマトコから申請可能
- ・何度も同じ情報を入力する必要がなく、いつでもどこでもすぐ申請ができます。

### イベント検索

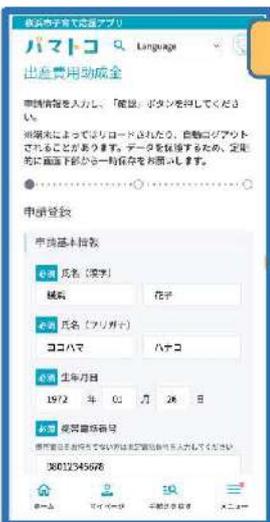
- ・区役所等公共施設や地域子育て支援拠点などで実施するさまざまなイベントを数多く掲載
- ・既存のシステムとの連携により、民間イベント情報も検索できます。

### 施設検索

- ・授乳室やトイレ、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載
- ・所在地周辺の施設を様々な条件から検索できます。

### 電子母子健康手帳

- ・複雑な予防接種のスケジュール管理がスマホで完結
- ・記録したおなかの赤ちゃんやお子さまの情報をパートナーと共有可能



## 2 パマトコの特長

### パーソナライズされた情報

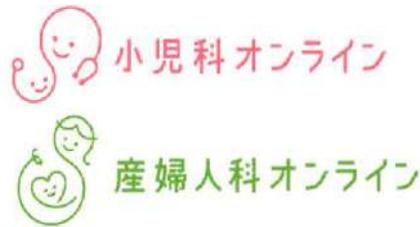
お住まいや年齢、興味関心など、保護者やお子さまの状況に合わせた情報が届きます。

### プッシュ通知機能

申請の状況や予防接種日のリマインド、横浜市からのお知らせをアプリやメールで通知します。

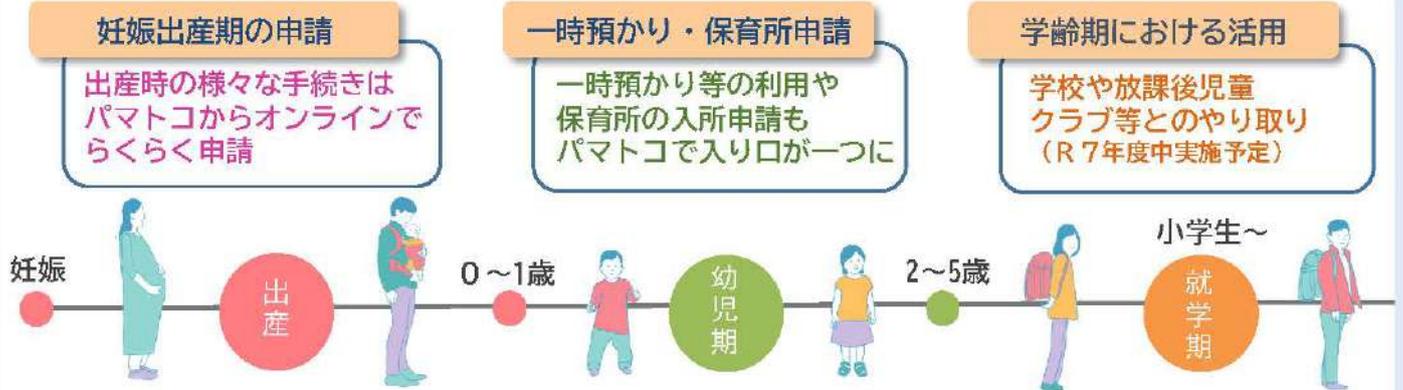
### さまざまなコンテンツ

妊娠や子育ての相談ができる「妊産婦・こどもの健康相談」や市内で子育てする魅力を発信する「子育て応援マガジン」など日頃から活用いただけるコンテンツをご用意しています。



### 妊娠期から学齢期まで、各子育て家庭のライフステージに対応

※ご利用のイメージ



パマトコで妊娠中から出産後の記録をパートナーと共有

母子健康手帳

週末のお出かけ先や近くの病院をパマトコでチェック

イベント検索・施設検索

さまざまなサポートを利用して、日々の育児にゆとりを

### パマトコで申請可能な手続き一覧 (R7.1月時点)

- ・ 出産応援金の申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金
- ・ 妊娠後期のアンケート
- ・ 児童手当の認定請求等
- ・ 小児医療証の交付・支給等
- ・ 出生連絡票の提出
- ・ 出産費用助成金
- ・ 産後母子ケア利用申請
- ・ 子育て応援金の申請
- ・ 一時預かりの予約
- ・ 保育・教育コンシェルジュ相談予約 など

令和7年度は、各種システムとの連携など機能の拡充、及びUI・UXの向上などに引き続き取り組んでいきます。

施策分野1

基本施策①

<b>1</b>	<b>生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</b>		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 10,628,577	<p>誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、こどもの健やかな育ちを支えます。</p> <p><b>1 出産費用助成事業</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点Ⅱ</span> <b>19億1,372万円</b> (20億5,610万円) 経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、出産した方を対象に助成金を支給します。</p> <p>(1) 支給対象者 妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している人</p> <p>(2) 支給額 1児につき9万円 ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額</p> <p><b>2 出産・子育て応援事業</b> <b>5億4,545万円</b> (27億7,571万円) 6年度に妊娠の届出をした妊婦、出生した子の養育者に対し、それぞれ出産応援金、子育て応援金を支給し、妊娠・出産に係る経済的支援を行います。 出産応援金：5万円、子育て応援金：5万円×子の人数 ※7年度は下記の「3 妊婦のための支援給付事業」、「4 妊婦等包括相談支援事業」に移行</p> <p><b>3 妊婦のための支援給付事業&lt;拡充&gt;</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点Ⅱ</span> <b>19億4,525万円</b> (-) 妊婦に着目した給付として、妊娠期と出産後の合計2回の給付を行うことで、それぞれの時期に応じた経済的負担の軽減を図ります。また、<u>2回目の給付対象を死産・流産の場合にも拡大します。</u> 1回目(妊娠届出後)：5万円、2回目(出産後)：5万円×子の人数</p> <p><b>4 妊婦等包括相談支援事業</b> <b>8,273万円</b> (-) 妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、区福祉保健センターの母子保健コーディネーター等が、電話や対面での相談に応じます。</p> <p><b>5 子育て世代包括支援センター事業</b> <b>6億5,427万円</b> (5億4,641万円) 母子保健コーディネーターが、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を実施します。</p> <p><b>6 妊婦・産婦健康診査事業&lt;拡充&gt;</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点Ⅱ</span> <b>32億3,874万円</b> (19億5,830万円)</p> <p>(1) <u>妊婦健康診査&lt;拡充&gt;</u> 妊婦の健康管理の充実を図るため、補助券等により妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、令和6年10月に事業開始した妊婦健康診査費用助成金により経済的負担を軽減し、より安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。 また、<u>8年度以降に受診券方式への見直しを含む妊婦健康診査事業の更なる充実を図るため、妊婦健康診査の実施状況把握のための医療機関調査を行います。</u></p> <p>(2) <u>産婦健康診査</u> 産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。</p> <p><b>7 妊婦歯科健康診査事業</b> <b>5,412万円</b> (5,389万円) 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。また、健診実施歯科医療機関を対象としたスキルアップ研修を行います。</p> <p><b>8 母子保健指導事業</b> <b>7,035万円</b> (6,797万円) 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。</p>
	前年度	9,308,340	
	差引	1,320,237	
本年度の財源内訳	国	3,079,920	
	県	294,451	
	その他	12,430	
	市費	7,241,776	

## 9 乳幼児健康診査事業<拡充>

10億4,829万円 (9億7,064万円)

### (1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

### (2) 医療機関乳幼児健康診査<拡充>

医療機関乳幼児健康診査を生後1歳までに3回実施します。そのうち、1回目の対象時期を、現行の生後4か月未満から生後6週未満へ変更し、国の示す健康診査の項目に基づき実施します。

【参考】2回目：生後5～9か月未満 3回目：生後9～13か月未満

### (3) 5歳児健康診査の実施に向けた体制整備<新規>

8年度以降の5歳児健康診査の実施に向けて、健診実施体制及び健診後の要支援者へのフォローアップ体制の整備を実施します。

## 10 妊娠・出産サポート事業<拡充>

3億3,099万円 (2億5,031万円)

### (1) 妊娠・出産相談支援事業

**重点Ⅱ**

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。

### (2) 産後母子ケア事業<拡充>

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までに、助産所や病院等でデイケア・ショートステイを提供します。7年度はショートステイの夜間職員配置に係る加算を実施します。また、助産師が利用者の居宅でケアを行う訪問型母子ケアは、対象期間を産後4か月未満から産後1年以内に拡充します。

### (3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。

## 11 育児支援事業<拡充>

2億7,337万円 (2億5,195万円)

### (1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。

### (2) 産前産後ヘルパー派遣事業<拡充>

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、委託によりヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。第1子妊娠中も利用可とするとともに、委託料単価を引き上げます(6,080円/回)。

## 12 こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充>

1億2,556万円 (1億1,387万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報等を提供します。訪問謝金の単価を引き上げます(1,000円/件)。

## 13 乳幼児発達支援事業

1億3,231万円 (1億3,076万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。

## 14 視聴覚検診事業<拡充>

7,759万円 (6,550万円)

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し、視聴覚の発達期の適切な治療・療育を促すことを目的に3歳児(当年度に4歳になる幼児)を対象とした視覚及び聴覚検査を実施します。

また、令和7年9月から、3歳児乳幼児健康診査において、屈折検査機器を用いた視覚検査を6区で試行的に実施します。

## 15 不妊・不育相談等支援事業

1,126万円 (1,094万円)

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談、医師・看護師の専門相談、カウンセラーによる心理的な支援、不妊症看護認定看護師等によるオンライン相談を行います。また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。

## 16 妊産婦・こどもの健康相談事業

**重点Ⅱ**

1億1,799万円 (5,000万円)

妊娠や子育ての不安を軽減するため、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。

## 17 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業<拡充>

660万円 (600万円)

災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。

また、「新たな横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした福祉避難所(母子専用型福祉避難所(仮称))を市内に1か所、試行的に整備し、避難環境の向上に取り組みます。

2	<b>地域における子育て支援の充実</b>	
	本年度	千円 3,537,293
	前年度	3,488,612
	差引	48,681
本年度の財源内訳	国	690,972
	県	617,461
	その他	2,072
	市費	2,226,788

**事業内容**

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

**1 地域子育て支援拠点事業<拡充>**

**重点 I**

(1) 地域子育て支援拠点の運営 **16億6,969万円** (15億8,838万円)

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続28か所 (サテライト10か所含む)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (港南区/令和8年3月開始予定)  
継続9か所

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規5か所、継続3か所



【地域子育て支援拠点】  
(港北区・どろっぶ)

**2 横浜子育てサポートシステム事業**

**1億9,379万円** (2億3,248万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)の配付を引き続き実施します。

(2) 会員数 (令和6年12月末時点)

- 利用会員(12,369人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
- 提供会員(2,492人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
- 両方会員(641人)・・・利用会員かつ提供会員の方

**3 親と子のつどいの広場事業<拡充>**

**重点 I**

**7億668万円** (6億8,334万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充>

新規3か所、継続75か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続39か所

**4 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>** **重点Ⅰ** **4億237万円** (3億4,261万円)

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

7年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、週5・6日型の常設園に加え、新たに3・4日型常設園を開設します(非常設園は廃止)。

また、休日に行う育児講習について補助を行うなど、運営費を拡充します。

○実施か所数 新規24か所、継続116か所

**5 子育て支援者事業** **重点Ⅰ** **7,669万円** (7,636万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 186会場

**6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施** ※予算額は1を含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

**7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>** **重点Ⅱ** **4億7,000万円** (5億5,500万円)

**(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>**

スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・こども一人ひとりに合わせて提供する、「パマトコ」を運用します。引き続き機能を拡充するとともに、子育てに必要な手続きのさらなるオンライン化を進めます。

**(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト「横浜子育て応援マガジン」**

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。



【横浜市子育て応援アプリ パマトコ】

**8 ハマハグ推進事業** **807万円** (1,044万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,316店舗・施設(令和6年12月末時点)



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

**9 子育てタクシー普及促進事業<新規>** **重点Ⅱ** **1,000万円** (新規)

子育て世帯の移動に対する不安・負担の軽減を図るため既存民間サービス「子育てタクシー®」の提供区域や供給量を拡大できるよう、認定講習費・登録費等補助などタクシー事業者への参入支援を実施します。

<b>3</b>	<b>子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等</b>	
	本 年 度	千円 198,433,809
	前 年 度	176,813,615
	差 引	21,620,194
本年度の財源内訳	国	69,479,513
	県	31,623,496
	その他	11,662,806
	市 費	85,667,994

**事業内容**

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。  
 なお、3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。

**1 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育<拡充>**  
**1,896億8,497万円 (1,682億7,615万円)**

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付<拡充> 1,485億745万円  
 ア 施設型給付費 1,359億1,383万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内 訳	令和6年度	令和7年度見込
民間保育所	814か所	817か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	128か所	140か所
幼保連携型認定こども園	55か所	62か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,068か所	1,090か所

- イ 地域型保育給付費<拡充> 125億9,363万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。また、国の公定価格における「1歳児配置改善加算」の新たな創設を踏まえた対応として、対象事業への職員配置の改善を進めます。

内 訳	令和6年度	令和7年度見込
小規模保育事業	246か所	257か所
家庭的保育事業	18か所	18か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	2か所
計	269か所	281か所

- (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 411億7,752万円  
 給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。7年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

- ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> 396億1,639万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。  
 7年度は、国で定める公定価格が保育士等の処遇改善策として引き上げられたことに併せて、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。  
 また、経験年数7年以上の保育補助者に対する助成額を拡充し保育現場の人材確保を進めます。

- イ 地域型保育向上支援費 15億6,113万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **66億676万円** (63億8,008万円)  
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 市立保育所民間移管事業** **1億3,984万円** (7,337万円)  
 既移管園へのアフターフォローを行います。また、既移管園の擁壁改修工事等を行います。
- 4 横浜保育室助成事業** **6億7,285万円** (6億3,862万円)  
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。(施設数：9か所)
- 5 認可外保育施設等への助成** **8億2,474万円** (9億208万円)
- (1) 認可外保育施設等利用料助成事業 **7億3,548万円**  
 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- (2) 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 **8,926万円**  
 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。
- 6 保育所等における業務効率化** **1億3,515万円** (1億4,200万円)  
 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。
- 7 にもつ軽がる保育園** **重点Ⅱ** **5億6,308万円** (6億2,332万円)  
 (登園時の持ち物負担軽減事業、午睡用寝具購入補助事業、使用済み紙おむつ処分費用助成事業) ※予算額は一部再掲  
 保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。
- 8 給付費事務、保育所入所事務のDX化** **1億4,395万円** (1億1,840万円)
- (1) 給付費請求に係るシステム開発等 **8,052万円**  
 施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、利用児童に係る情報等本市の持っているデータを活用し、施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、7年度中の運用開始に向けて開発を行います。
- (2) 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 **6,343万円**  
 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 9 指導・監査** **1,373万円** (1,312万円)
- (1) 認可保育所等の指導等 **※一部、予算額は5に含む**  
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、保育の改善支援を目的に専門家を派遣する横浜市保育所等保育改善サポート事業を引き続き実施します。
- (2) 認可保育所等の監査  
 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計の専門家から助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4		幼児教育の支援		千円 9,770,235			
						本年度	
						前年度	
						差引	
本年度の財源内訳	国	2,625,040					
	県	1,363,973					
	その他	—					
	市費	5,781,222					

## 事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

### 1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

**32億760万円** (50億644万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。

(給付対象人数：10,401人)

### 2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充>

**57億9,365万円** (53億5,623万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続224園)

### 3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>

**2億3,191万円** (1億9,045万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、国基準に基づいた多子軽減制度を新たに導入します。

(新規5園、継続21園)

### 4 私立幼稚園等一時預かり保育事業

**2億1,460万円** (1億9,005万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：119園)

### 5 私立幼稚園等補助事業

**1億1,945万円** (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

(対象園：265園)

### 6 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業

**1億1,424万円** (1億1,304万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。

(対象者：476人、補助単価：上限24万円/人・年)

### 7 私立幼稚園等施設整備費補助事業

**3,000万円** (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

(対象園：30園、補助額：上限100万円)

### 8 幼稚園教諭等住居手当補助事業

**5,879万円** (5,604万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

○補助基準額：1人あたり上限月額 40,000円

○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。

(申請見込件数：355人相当分)

5	多様な保育・教育への対応	
	本年度	千円 20,590,631
	前年度	17,759,277
	差引	2,831,354
本年度の財源内訳	国	2,348,742
	県	1,397,144
	その他	54,314
	市費	16,790,431

## 事業内容

多様な保育・教育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、病児保育等を推進します。

### 1 一時預かり事業<拡充> **重点Ⅱ** 24億6,582万円 (24億7,301万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

7年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、予約システムにWEB面談機能を追加し、利便性の向上を図ります。



【WEB面談の様子】

#### (1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 15億642万円

保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。

基本助成や利用児童加算助成のほか、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額します。

#### (2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 9億5,940万円

子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設した一時預かり事業を実施します。

基本助成や利用時間加算等の補助単価を増額します。

○8時間実施施設：新規3か所、継続21か所 ○11時間実施施設：新規3か所、継続16か所

### 2 いざというときの一時預かり事業<新規> **重点Ⅱ** 1,969万円 (新規)

保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保します。

(実施施設：10か所)

### 3 24時間いつでも預かり保育事業<拡充> **重点Ⅱ** 8,124万円 (6,640万円)

(旧事業名：24時間型緊急一時保育事業)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

夜間や休日等に、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の強化を図るため、運営費の補助を拡充します。

(実施か所：2か所)

#### 4 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充>

62億4,016万円 (57億3,673万円)

- (1) 私立幼稚園等預かり保育事業 (再掲(P. 17))  
～わくわく！はまタイム～<拡充> 57億9,365万円
- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P. 17))  
2億3,191万円
- (3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P. 17))  
2億1,460万円



【幼稚園の様子】

#### 5 商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規> **重点Ⅱ** 2,000万円 (新規)

預かりの充実に向けて、商業・集客施設や大規模イベント会場等で短時間の一時預かりをモデル実施します。また、市庁舎内での土日祝日の一時預かりをモデル実施します。

#### 6 こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規> **重点Ⅱ** 300万円 (新規)

保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンスなど、こどもが楽しめる預かりプログラムを地区センター等の身近な場所で実施します。

#### 7 病児・病後児保育事業<拡充> 7億3,208万円 (6億5,941万円)

病気または病気の回復期での児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。7年度は、安定的に事業が実施できるよう、委託費の基本分単価の拡充を行います。また、事業者が本市のWEB予約システムを導入する際の端末購入に係る補助を実施するとともに、施設での使用済み紙おむつの処分費用の助成により、保護者・事業者双方の作業負担を軽減します。さらに、感染症等、隔離が必要な児童を預かり、基準以上の職員を配置した場合に委託費の加算を行います。

○病児保育：新規2か所、継続26か所 ○病後児保育：4か所

#### 8 プレイフルラーニングのモデル実施<新規> 1,000万円 (新規)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブの講師によるプレイフルラーニング(遊びを通して英語や文化に触れる活動)を市立保育所12園(各園年40時間)でモデル実施します。



【プレイフルラーニングのイメージ】

#### コラム

##### ～環境に配慮した紙おむつのサブスク～

市立保育所では、保護者の荷物負担軽減の取組として、紙おむつのサブスク(定額利用サービス事業)を実施しており、令和6年10月から環境に配慮した施設専用の紙おむつを導入しています。

使用済みの紙おむつからリサイクルにより取り出した再生パルプを使用することで、従来品と同等品質のままに、環境に配慮した紙おむつとなっています。また、紙おむつだけでなく、配送時の梱包用段ボールやパッケージにおいても、再生素材の活用やインク量の削減などに取り組んでいます。

## 9 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)＜拡充＞

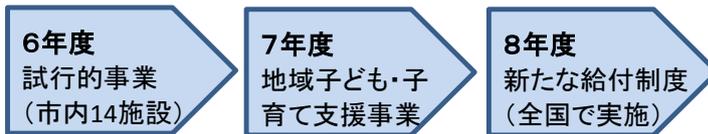
重点 I

8,131万円 (3,758万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」について、8年度の全国での本格実施に向けて、先行して実施します。

- 実施施設：認可保育所  
認定こども園  
小規模保育事業  
幼稚園  
地域子育て支援拠点
- 30施設予定

### ◆ 8年度までのスケジュール



【こども誰でも通園制度の様子】

## 10 障害児や医療的ケア児の受入れ推進＜拡充＞

108億1,264万円 (86億6,264万円)

※予算額は再掲

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、補助単価を増額します。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。

加えて、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施します。

その他、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修を実施するとともに、受入れのための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。



【医療的ケア児の保育の様子】

### 【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数  
6年度：2,743人 (5年度：2,412人)

- 個別支援保育教育対象認定児童数  
6年度：327人 (5年度：271人)

- 医療的ケア対象認定児童数  
6年度：60人 (5年度：48人)
- ※各年度4月1日現在の認定児童数



【研修の様子】

## 11 外国につながるこどもへの支援＜拡充＞

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部)

1億2,468万円 (1億2,352万円)

※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、7年度は、補助単価を増額します。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。



【保育園の多言語対応の取組例】

6	保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保	
	本年度	千円 3,224,914
	前年度	3,194,895
	差引	30,019
本年度の財源内訳	国	1,880,208
	県	—
	その他	289
	市費	1,344,417

## 事業内容

こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質の確保・向上に向け、園内研修・研究の支援や研修の充実を図ります。また、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

### 1 保育・教育の質向上の仕組みづくり

1億934万円(1億243万円)

#### (1) 保育・教育の質向上に向けた取組

重点Ⅰ

##### ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、宣言の理解を深め日々の保育の実践や振り返りに活用することで、更なる質向上につなげます。

また、横浜の保育・教育への理解につながるよう、保護者や地域に向けて周知を図ります。

##### イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めるため、設計・設備アドバイザー業務を委託します。

#### (2) 園内研修・研究の取組の支援 重点Ⅰ

##### ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、他園を訪問し、園内研修や公開保育の企画の相談、実施のサポートを行い、保育を伴走的に支援する人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

##### イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

#### (3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.16)）

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

#### (4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

#### (5) 第三者評価・自己評価の取組の推進 重点Ⅰ

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

### 2 保育・幼児教育職員等研修 重点Ⅰ

4,659万円(5,133万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○52講座・148回開催（定員：31,040人）

### 3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,117万円(1,207万円)

保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、公開保育の協働実施や情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

#### 4 幼保小連携・接続事業

3,122万円 (3,794万円)

こどもたちが園での育ちと学びを生かし、小学校で安心して自分らしさを発揮できるようにすることを目指し、幼児期の教育と小学校教育を滑らかにつなぐとともに、園と小学校の双方の教育の充実を図ります。

園や小学校においては、小学校の体験入学や児童による絵本の読み聞かせ等、園児と児童が交流する活動や研修会等を通じた大人同士の連携も図られています。

これらの取組を支援するために、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業の一層の推進を図ります。



【保育所等の園児と小学生の交流】

#### 5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

30億2,659万円 (29億9,113万円)

##### (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円

○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。 (申請見込件数：4,476戸)

##### (2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.17))

##### (3) 中学・高校生の園見学促進事業<新規>

中学・高校生を対象に、保育の仕事の魅力や職業体験を実施している園の情報などを発信し、保育所、幼稚園等での保育士・幼稚園教諭体験の受入れを促進することで、保育士・幼稚園教諭の魅力伝えていきます。

##### (4) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

##### (5) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

##### (6) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設の在学学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内(最大2年間120万円)

○入学準備金及び就職準備金：各20万円

##### (7) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。

##### (8) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

##### (9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

##### (10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

##### (11) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

<b>7 保育・教育の確保</b>		
本年度	千円 3,363,178	
前年度	3,503,298	
差引	△ 140,120	
本年度の財源内訳	国	1,740,191
	県	190,478
	その他	231,273
	市費	1,201,236

## 事業内容

待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに404人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。

保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。

### 1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進 **3億8,252万円** (5億8,106万円)

(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大 8,899万円

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し  
既存施設において、1歳児の受け入れ枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助や、1・2歳児の定員増に伴う備品購入費や改修費の補助を実施し、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。

イ 中規模な改修による既存活用の推進  
既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を3か所に補助します。

(2) 医療的ケア児等の受入れ推進 (再掲(P.20)) 1,750万円

(3) 年度限定保育事業 2億4,747万円  
保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。

(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 2,856万円  
保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

### 2 保育所等の新規整備等<拡充> **27億3,757万円** (27億2,369万円)

(1) 認可保育所の整備<拡充> 7億218万円  
民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所4か所の整備(定員増計200人)を行います。補助基準額を増額(定員60人の場合:6,880万円→7,437万円)します。  
また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料(補助率:10/10)を補助します。

(2) 地域型保育事業の整備<拡充> 1億5,522万円  
民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等4か所の整備(定員増計54人)を行います。補助基準額を増額(A型(6人以上19人以下)の場合:3,549万円→4,132万円)します。  
また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料補助を拡充(補助基準額:月額60万円→80万円)します。

(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築等<拡充> 18億8,017万円  
ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行(2か所)を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行(定員増計27人)を支援するほか、老朽化に伴う改築について、7年度中に完了予定の2か所(定員増計12人)に加え、新たに3か所に着手します。  
また、補助基準額を増額(保育所定員60人の場合:1億8,210万円→1億9,695万円)します。

### 3 保育所等における多機能化<拡充>

4,793万円 (2,500万円)

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所改修費等補助<新規>

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施のため、改修が必要な施設に対する補助制度（補助基準額：432万円）を創設します。

(2) 一時保育の推進

新規開所施設（認可保育所）に一時保育室を設けた場合、補助基準額に加算（300万円）します。  
また、既存施設で一時保育事業の開始や、受け入れ人数の増加にあたり必要となる施設の改修及び物品の購入に要する費用を補助します。

(3) いざというときの一時預かり事業<新規>（再掲(P.18)）

### 4 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充>

1億9,516万円 (1億7,354万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施

1億7,060万円

保育・教育コンシェルジュを各区に配置することで、保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けます。  
また、保育所等の申請が集中する期間には、申請者への個別フォローを実施します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,456万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、サイトの掲載情報を充実させ、利便性の向上を図ります。

幼稚園が持つ幼児教育・保育の場としての魅力を伝える動画等を作成・掲載します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

【7年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減（人）
1 既存施設の活用	8	109
既存施設での1歳児定員拡大	—	46
中規模改修による1・2歳児枠拡大	3	3
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
2 新規整備	8	254
認可保育所の整備（既存施設連携型1・2歳児保育所を含む）	4	200
地域型保育事業の整備	4	54
3 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築	7	41
	23	404

8		放課後の居場所づくり			
				本年度	千円 15,609,590
				前年度	15,021,386
				差引	588,204
本年度の財源内訳	国	4,253,711			
	県	3,902,591			
	その他	2,777			
	市費	7,450,511			

**事業内容**

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。  
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

**1 放課後キッズクラブ事業<拡充>**

**106億6,691万円 (103億4,697万円)**

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。さらに、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブの専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置します。

また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位及び開所日数が200日未満の支援の単位への運営費補助並びに小学校の建替え等に併い放課後キッズクラブの移転が生じるクラブへの備品費等の補助を創設します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

**2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業**

**2億3,655万円 (1億8,790万円)**

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：7か所)

**3 放課後児童クラブ事業<拡充>**

**40億3,705万円 (36億1,217万円)**

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、端末をインターネットに接続するための通信費等の補助を創設するとともに、クラブの安定した運営を支援するため、平日の長時間開所加算の要件を見直し、18時半を超えて開所している支援の単位を補助対象とします。

(運営か所数：228か所)



【放課後児童クラブの活動】

**4 放課後児童サポート事業<拡充>**

**4億7,866万円 (7億3,151万円)**

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

**(1) 人材確保支援<拡充>**

事業所における人材確保支援のため、集約した各事業所の求人情報について、本市ホームページへの公開を引き続き行います。加えて、主要駅通路デジタルサイネージや大学等で広報動画を掲出します。



【人材募集チラシ】

## (2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。また、研修講座の内容や回数の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し、受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

## (3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

## (4) デジタル化の推進<拡充>

児童の入退室情報を管理するシステム等の放課後事業に  
関係するシステムの相互連携や、パマトコとの連携により、  
更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担の軽減  
を図ります。



【プログラムの様子】

## (5) 長期休業期間中における昼食提供<拡充> **重点Ⅱ**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象  
に、長期休業期間中の昼食提供を夏休みに加え、冬休み・  
春休み（3月）にも実施します。

また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、  
外部機関によるアレルギー表示の確認を行います。



【昼食提供の様子】

## 5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充> **重点Ⅱ**

4,505万円 (349万円)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として新たに8か所で実施するとともに、8年度の実施か所数拡大に向けた環境整備等を行います。

(実施か所数：10か所（新規8か所）)

## 6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

1億741万円 (1億331万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数：5か所)

## 7 プレイパーク支援事業<拡充> **重点Ⅰ**

※みどり環境局との共管事業  
3,796万円 (3,605万円)

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充します。

(実施団体数：23団体)



【プレイパークの活動】

9 こども・若者の健全育成の推進

本年度	千円	920,546
前年度		916,273
差引		4,273
本年度の財源内訳	国	46,364
	県	874
	その他	31,210
	市費	842,098



【青少年の地域活動拠点の活動】

**事業内容**

多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、地域・団体活動支援や青少年関係施設の運営等により、こども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

**1 青少年を育む地域の環境づくり**

**1億7,022万円 (1億7,622万円)**

- (1) 社会環境改善事業  
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。  
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先をみつける情報サイト「ふあんみつけ」を運営します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助  
青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。  
ア 青少年の支援に関わる人材育成事業  
イ 青少年の育成に係る活動支援事業  
ウ 青少年の体験機会等の普及・啓発事業
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業 **重点 I**  
ア 青少年の地域活動拠点づくり事業  
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。  
また、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、青少年の声を聴く取組を実施します。  
イ 青少年の交流・活動支援スペース（さくらリビング）  
居場所や活動の場の提供等に加え、地域活動拠点の運営支援など、社会参画に向かう青少年の健やかな成長を支援します。
- (4) 道志村自然体験推進事業  
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流を促進するため、本市青少年への道志村キャンプ場の利用料助成及び道志村の児童受入れ事業を行います。

**2 こども食堂等支援事業<拡充>**

**重点 I**

**2,868万円 (1,680万円)**

こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。  
フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の地域のこどもの居場所づくりの取組の創設や活動の継続を目的とした補助金を交付します。<社会福祉基金を活用>  
また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大します。

**3 青少年育成に携わる団体等の支援**

**477万円 (443万円)**

- (1) 地域における青少年育成を進めるため、青少年指導員の活動を支援します。  
ア 委嘱人数  
2,409人 (令和6年4月1日現在)  
イ 活動内容  
青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
- (2) 市内で活動する少年5団体（横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団）や、非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助を行います。

**4 青少年関係施設の運営等**

**重点 I**

**7億1,632万円 (7億1,815万円)**

- (1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。  
○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター  
横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）
- (2) 旧青少年交流センターについて解体工事を行います。

**5 横浜市子ども・若者支援協議会の運営**

**57万円 (68万円)**

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、こども・若者が自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども・若者育成施策について協議します。また、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

10		地域療育センター 運営事業	
本年度		千円 4,040,577	
前年度		4,140,418	
差引		△ 99,841	
本年度の 財源内訳	国	41,457	
	県	19,854	
	その他	109	
	市費	3,979,157	

**事業内容**

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

**1 地域療育センター運営事業<拡充>**

**40億4,058万円 (41億4,042万円)**

**(1) 巡回訪問の拡充<拡充>**

地域の中核機関として行っている巡回訪問について、保育所、幼稚園、小学校等に加え、地域の児童発達支援事業所等へ試行的に実施するため、3センターにソーシャルワーカーを増員します。(北部・西部・東部)

**(2) 電子カルテの導入<拡充>**

6年度に3センターで実施した電子カルテの導入について、残り5センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに移行します。これにより、市内すべてのセンターで電子カルテの導入が完了します。(南部・戸塚・北部・東部・港南)

**(3) 初期支援の実施等<拡充>**

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面談(相談対応)を引き続きすべてのセンターで実施します。

また、障害児相談支援の充実を図るため、ソーシャルワーカーを増員します。

【センターにおける療育の様子】



【「ひろば事業」の様子】



【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	557,747
2 中部地域療育センター	西、中、南	518,844
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	420,025
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	499,706
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	505,928
6 地域療育センターあおば	青葉	373,169
7 北部地域療育センター	緑、都筑	508,197
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	506,587
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※150,374
計		4,040,577

【地域療育センターの主なサービス内容】

相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応</li> <li>巡回訪問</li> <li>初期支援</li> <li>障害児相談支援</li> <li>療育講座</li> <li>保育所等訪問支援 等</li> </ul>
診療	<ul style="list-style-type: none"> <li>診断・検査</li> <li>評価・訓練 等</li> </ul>
集団療育 (通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援等</li> </ul>

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

11	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	
	本年度	千円 28,750,831
	前年度	25,730,787
	差引	3,020,044
本年度の財源内訳	国	13,586,894
	県	6,327,686
	その他	20,833
	市費	8,815,418

## 事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

### 1 障害児通所支援事業等<拡充>

253億7,603万円 (224億4,809万円)

#### (1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

○障害児通所事業所見込数 911か所

#### (2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実<新規>

主として重症心身障害児を対象とした事業所（市内35か所）の充実に向けて、未整備区（神奈川・金沢・戸塚・栄区）を対象に新たに整備費補助（2か所分）を実施します。

また、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を新たに実施します。<社会福祉基金を活用>

2億3,437万円 (2億9,294万円)

### 2 学齢後期障害児支援事業

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

### 3 障害児医療連携支援事業<拡充>

7,222万円 (7,167万円)

#### (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。

#### (2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修<拡充>

医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。7年度は、研修対象に障害児通所支援事業所に勤務する看護師等を加えます。

#### (3) レスパイト事業のモデル実施<新規>

医療的ケア児・者等の家族の負担軽減を目的として、自宅等に看護師を派遣するレスパイト事業をモデル実施します。

#### (4) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○協力医療機関数：11病院

#### (5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

### 4 特別児童扶養手当支給事務費

7,752万円 (4,983万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部を集約し市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

### 5 障害児入所支援事業等<拡充>

29億9,069万円 (28億6,826万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。また、福祉型施設における医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施します。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。

12		困難を抱えやすい こども・若者への 支援の充実
本年度		千円 799,400
前年度		817,553
差引		△ 18,153
本年度の 財源内訳	国	266,281
	県	1,558
	その他	1,957
	市費	529,604



【地域ユースプラザの活動】

## 事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

### 1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 重点Ⅰ

**6,050万円** (6,106万円)

青少年及びそのご家族を対象とした総合相談や自立に向けた支援を実施するとともに、青少年の自立を支援する団体等と連携して、社会参加体験機会の提供や青少年の支援を担う人材の育成に取り組みます。また、ひきこもり等の経験のある当事者がピアサポーターとして、相談支援等への協力を行います。

- (1) 当事者支援（電話相談、来所相談、訪問、グループ活動、社会参加体験事業、ピアサポーター事業等）
- (2) 家族支援（家族勉強会、家族の集い、家族セミナー等）
- (3) 関係機関等との連携促進及び青少年支援者への研修等

### 2 地域ユースプラザ事業 重点Ⅰ **1億3,764万円** (1億3,669万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行う団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。

### 3 若者サポートステーションにおける相談・支援＜拡充＞ 重点Ⅰ

**1億2,329万円** (1億1,962万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

#### ○事業内容

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談
- (3) 就職氷河期世代を対象とした支援プログラム

### 4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室) 重点Ⅰ

**6,830万円** (6,949万円)

来所や電話相談につながりにくいこどもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

### 5 ヤングケアラー支援事業＜拡充＞ 重点Ⅰ **3,314万円** (4,688万円)

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に対し補助をするとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施するとともに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査をモデル実施します。

また、「横浜市子ども・若者支援協議会」において、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

### 6 寄り添い型生活支援事業 重点Ⅰ **3億5,378万円** (3億5,214万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、こども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小のため一部の事業所を移転します（1か所）。＜社会福祉基金を活用＞（18区21か所）

### 7 よこはま型若者自立塾 重点Ⅰ **2,276万円** (2,267万円)

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

13		ひとり親家庭等の自立支援		事業内容
本年度		千円 716,870		<p>ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。</p> <p><b>1 ひとり親家庭等自立支援事業&lt;拡充&gt;</b>  <b>7億1,687万円 (5億5,794万円)</b></p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金事業            主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。</p> <p>(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業            ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。</p> <p>(3) 高等職業訓練促進給付金等事業&lt;拡充&gt;            看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。合わせて、看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給します。</p> <p>(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業&lt;拡充&gt;            高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。7年度から住宅支援資金貸付の単価を増額します。</p> <p>(5) 日常生活支援事業&lt;拡充&gt;            ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。7年度から利用要件を緩和し、離婚前から支援が必要な方も対象とします。</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）            ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座、父子家庭の交流事業等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。            &lt;社会福祉基金を活用&gt;</p> <p>(7) 思春期・接続期支援事業 <b>重点I</b>            親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。            &lt;社会福祉基金を活用&gt;</p> <p>(8) 養育費確保支援事業            離婚後に子を養育するひとり親が養育費や親子交流を取り決めた際に作成した債務名義の費用（収入印紙代や手数料等）、養育費保証契約にかかる費用、弁護士報酬に係る費用を負担した場合に補助を行います。            &lt;社会福祉基金を活用&gt;</p> <p>(9) 情報提供・啓発事業&lt;拡充&gt;            「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方々に関連する制度等の案内の実施をします。令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立し、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しがありました。これを受け、<u>親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行います。</u></p> <p>(10) ひとり親家庭大学等受験料補助事業&lt;拡充&gt;            児童扶養手当受給世帯のひとり親家庭の子が大学等を受験する際の受験費用の補助を実施します。<u>7年度からは中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の補助を新たに実施します。</u></p> <p>(11) ひとり親世帯フードサポート事業            物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</p>
前年度		557,937		
差引		158,933		
本年度の財源内訳	国	405,221		
	県	56,400		
	その他	15,300		
	市費	239,949		

**14 DV対策事業**

本年度	千円	129,602
前年度		132,081
差引		△ 2,479
本年度の財源内訳	国	48,435
	県	25,725
	その他	—
	市費	55,442

**事業内容**

DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもが安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

**1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実**

**4,081万円 (4,328万円)**

- DV相談支援センター  
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。
- DV被害者等の自立に向けた支援  
DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。
- 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業  
民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。
- 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援  
母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。

**2 若年女性支援モデル事業**

**重点Ⅰ**

**871万円 (871万円)**

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。

**3 女性緊急一時保護施設補助事業**

**1,473万円 (1,475万円)**

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

**4 加害者更生プログラムへの事業費補助**

**100万円 (100万円)**

DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。

**5 母子生活支援施設緊急一時保護事業**

**6,435万円 (6,435万円)**

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。  
(実施施設：7か所)

**15 児童扶養手当等**

本年度	千円	10,457,490
前年度		9,853,731
差引		603,759
本年度の財源内訳	国	3,177,233
	県	—
	その他	20,237
	市費	7,260,020

**事業内容**

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。なお、令和6年11月分から児童扶養手当制度が拡充されています。

**1 児童扶養手当**

**重点Ⅱ**

**96億174万円 (89億4,788万円)**

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

- 支給月 奇数月に前2か月分を支給
- 月平均児童数 24,004人
- 手当額 (児童1人あたり・月額)

	全部支給	一部支給
児童1人目	45,500円	45,490～10,740円
児童2人目以降 1人につき	10,750円	10,740～5,380円

※手当額は、「全国消費者物価指数」に合わせて毎年4月に改定

※R6.11月分から、所得制限限度額の引上げ及び第三子の手当額が増額

**2 特別乗車券の交付<拡充>**

**8億5,575万円 (9億586万円)**

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。(世帯に1枚交付)これまで利用できなかった地域交通にも乗車可能にします。

【7年度交付見込み】12,827枚

16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	
	本年度	千円 5,734,734
	前年度	5,336,312
	差引	398,422
本年度の財源内訳	国	1,441,638
	県	106,486
	その他	24,235
	市費	4,162,375

**事業内容**

「横浜市子供を虐待から守る条例」を基に、支援策の充実や組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等により、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

**1 児童虐待対策の総合的な推進 <拡充> 重点 I  
9億5,402万円 (8億1,268万円)**

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充>

6年度から、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に順次設置しています。

7年度は、新たに港北区、戸塚区、瀬谷区の3区に設置し、計6区で運営します。

設置・運営にあたりサポートプラン作成等においてマネジメントの中核を担う統括支援員を配置し、体制強化を図ります。

(2) 新たな児童家庭相談システムの構築<新規>

区こども家庭支援課と児童相談所において、こどもと家庭の支援に関する情報を一元管理し、情報共有を円滑化する新たな児童家庭相談システムを構築します。これにより、業務効率化を図り、専門職による個別支援や地域支援を強化します。

(3) 多言語通訳対応の充実<拡充>

こどもとその家庭への支援を充実させるため、タブレット端末によるオンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、新たに家庭訪問等での活用を試行実施します。

(4) こども家庭相談

こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な不安や悩み、不登校やいじめ、ヤングケアラーなどの幅広い内容に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

(5) 区役所における人材の育成

虐待対応における専門性強化のため、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。また、区役所へ児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医や、児童福祉の専門家を派遣し、児童虐待対応力の向上を図ります。

(6) 関係機関との情報共有、連携強化

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

(7) 親子関係形成支援<新規>

こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。7年度は、3区（保土ケ谷区、港北区、戸塚区）でモデル実施します。

(8) 児童虐待防止の広報・啓発

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報啓発やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。また、重篤事例の検証結果を踏まえ、こどもの命の尊重や体罰によらない子育ての広報啓発に取り組みます。

## 2 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＜拡充＞

47億8,071万円 (45億2,364万円)

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。  
また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組めます。

### (1) 児童虐待防止対策事業＜拡充＞

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組めます。

#### ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

#### イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組めます。  
(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：8,882回)

#### ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化 **重点I**

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保するとともに、一時保護施設アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護施設を定期的に訪問し、こどもの意見表明の機会を確保します。

#### エ 一時保護施設の利用の向上、原籍校への通学支援＜拡充＞

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定に合わせ、より安心して過ごせるように児童の権利擁護や個別的なケアを推進していきます。児童の安全に配慮しながら原籍校への通学支援を行うことで教育を受ける機会を確保します。

#### オ 一時保護実施時の司法審査導入への対応＜新規＞

令和7年6月から一時保護を実施する際に裁判所による司法審査が導入されます。  
司法審査に対応できるように法的対応の事務職員を配置し、体制の強化を図ります。

#### カ 児童相談所DX事業の推進

児童福祉司が保護者や児童との面接時等に使用するタブレット端末を増やし、助言やサポートを行う際に動画やイラストを用いて、よりわかりやすく説明できるように取り組めます。

### (2) 児童相談所における人材の育成＜拡充＞

保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言を行い、早い段階で必要な支援窓口につなげる、アーリーヘルプが担える人材を育成します。

また、6年度に創設された「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を進めます。

### (3) 児童相談所等の整備＜拡充＞

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、東部児童相談所（仮称）の新規整備を進めます（令和8年4月開所予定）。また、北部児童相談所一時保護所の空調設備更新工事及びみどりハイムの修繕のための設計を実施します。

## コラム

### ～横浜市子供を虐待から守る条例について～

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、議員提案により平成26年6月に制定され、同年11月に施行されました。また、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など、こどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。本条例において、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を定め、児童虐待対策の具体的な取組を明確にし、児童虐待防止及び適切な対応に取り組んでいます。

## 事業内容

支援が必要な家庭で暮らす子どもや、代替養育を必要とする子どもが、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。

17

## 社会的養育の推進

本年度	千円	9,161,219
前年度		8,435,631
差引		725,588
本年度の財源内訳	国	4,096,824
	県	56,456
	その他	75,980
	市費	4,931,959

### 1 里親制度等の推進<拡充> 2億9,658万円 (2億6,836万円)

#### (1) 里親の確保に向けた取組<拡充>

里親フォスタリング機関の体制を強化することで、これまでの制度説明会や個別相談会に加えて、アウトリーチ型の里親リクルートを充実し、担い手を増やします。併せて、里親の法定研修のほか、各種研修の実施により里親の養育力を高めます。また、里親支援センターの設置に向けた検討を行います。

#### (2) 里親家庭への支援

児童相談所の里親専任職員や里親対応専門員が施設など関係機関と連携して、委託前から委託後まで丁寧に支援します。また、里親フォスタリング機関による土日・夜間の相談対応のほか、里親会の里親サロンの開催等で、里親養育を支援します。

#### (3) ファミリーホーム事業

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。新規開設時の物件探しのサポートや費用補助を行うことで、新規ホームの開設を支援します。

### 2 養育支援の充実<拡充>

7億1,715万円 (6億1,780万円)

#### (1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭の子育てに関する様々な相談に応じ、区役所・児童相談所など関係機関と連携し専門的な相談、支援が必要な家庭の見守りなどを行います。また、区役所・児童相談所から在宅家庭支援の要請を受けて、訪問等による指導・支援を新たに行います。

#### (2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭でのこどもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の乳児院等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

### 3 児童措置費等<拡充>

76億1,666万円 (71億1,548万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設や里親等に措置・委託した際や、母子生活支援施設や助産施設に入所した際の、施設の運営等にかかる費用を支弁します。また、入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や経験等に応じた加算を実施し、児童の養育環境の向上を図ります。

また、施設職員の専門性の向上のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る費用(研修受講費、旅費、代替職員の配置等)を支弁します。

### 4 こどもの意見表明支援事業<拡充>

重点Ⅰ

1,438万円 (951万円)

児童福祉法の改正を踏まえ、意見表明支援員の児童養護施設・里親等への訪問回数を年2回に拡充し、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保します。

### 5 施設を退所する子ども等への支援<拡充>

5億1,646万円 (4億2,447万円)

#### (1) 社会的養護自立支援拠点事業(旧「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」)<拡充>

施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった人等が、社会で自立した生活を送れるよう相談支援を実施し、居場所(B4S PORT よこはま)の運営や心理的ケアを行います。

また、弁護士等の配置等により早期に相談できる体制の確保や、帰住先を失っている対象者を一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的アドバイスの実施にかかる補助を拡充します。

#### (2) 資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

&lt;社会福祉基金を活用&gt;

#### (3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営します。また、新規ホームの開設を支援します。

18	ワーク・ライフ・バランスの推進		<b>事業内容</b>	
	本年度	千円 10,654	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。	
	前年度	10,235	<b>1 ワーク・ライフ・バランスの推進&lt;拡充&gt;</b> 1,065万円 (1,024万円)	
	差引	419	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。	
本年度の財源内訳	国	—	(2) 父親育児支援 地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。 また、ウェブサイト（ヨコハマダディ）等による情報発信を行います。	
	県	4,590		
	その他	50		
	市費	6,014	(3) <u>結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援&lt;拡充&gt;</u> 結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けにセミナーを開催します。 また、 <u>高校生や大学生等の若い世代向けに、自分自身の考えや見通しを整理するための機会や知識の提供など、ライフデザイン支援に取り組みます。</u>	

計画の推進

19	計画の推進		<b>事業内容</b>	
	本年度	千円 21,549	「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」を推進するため、こどもの意見を大切にするための気運醸成に取り組むとともに、子育て世帯向けの意識調査の実施や、計画の点検・評価等のための会議を開催します。	
	前年度	36,783	<b>1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進&lt;拡充&gt;</b> 2,032万円 (3,571万円)	
	差引	△ 15,234	(1) <u>こどもの意見を大切にする気運醸成&lt;拡充&gt;</u> <b>重点 I</b> こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、こどもの意見を社会全体で大切にしていくための広報・啓発に取り組みます。	
本年度の財源内訳	国	—	(2) <u>計画の推進に係る調査等&lt;新規&gt;</u> 社会状況の変化等を踏まえ、取組内容の充実や柔軟に施策を展開していくため、ニーズの把握や事業の効果検証などの視点を盛り込んだ、子育て世帯向け意識調査等を行います。	
	県	—	(3) 横浜市子ども・子育て会議の開催 有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。	
	その他	—	<b>2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進</b> 123万円 (107万円)	
	市費	21,549	こどもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を開催し、計画推進のための意見聴取等を行います。	

20	児 童 手 当
----	---------

**事業内容**

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。  
 なお、令和6年10月分から児童手当制度が拡充されています。

本 年 度	千円 70,226,920	
前 年 度	55,734,493	
差 引	14,492,427	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	56,851,907
	県	6,464,383
	その他	7,193
	市 費	6,903,437

**1 児童手当 重点Ⅱ 702億2,692万円 (557億3,449万円)**

- (1) 対象  
高校生年代までの児童
- (2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

- (3) 支給月  
偶数月に前2か月分を支給
- (4) 月平均児童数  
475,383人

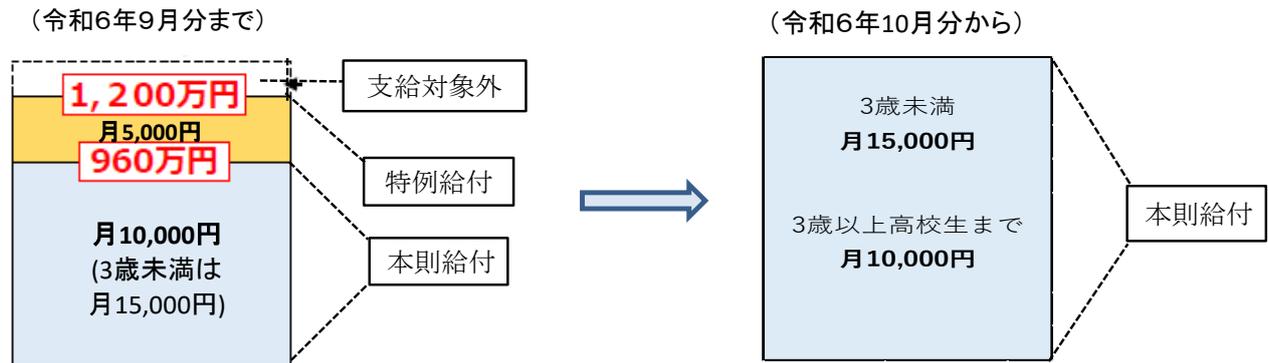
**【参考】**

令和6年10月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子世帯への手当の増額が行われました。年3回の支給が隔月(偶数月)の年6回となりました。

<改正内容>

- ①所得制限撤廃・・・所得制限を撤廃し、全員が本則給付になりました。
- ②支給期間の延長・・・支給期間を中学校修了までから高校生年代まで延長しました。
- ③多子世帯への加算・・・高校生年代までの第3子以降の支給額を、月15,000円から月30,000円に増額しました。
- ④支給回数を年6回・・・年3回であった支給を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給しています。

**【所得制限撤廃の具体例】**



※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。  
 図は扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合の例です。

※0歳から高校生までのうち、第三子以降は月30,000円

21		母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦 福祉資金会計）	
本 年 度		千円	320,099
前 年 度			262,575
差 引			57,524
本年度の財源内訳	国		—
	県		—
	その他		284,606
	市 費		35,493
<p><b>事業内容</b></p> <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。</p> <p><b>1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業</b> <span style="float: right;"><b>3億2,010万円</b>（2億6,258万円）</span></p> <p>(1) 対象者                      ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等                      イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人</p> <p>(2) 主な資金                      修学資金、就学支度資金等（12資金）</p> <p>(3) 貸付利子                      無利子又は年利1.0%</p> <p>(4) 償還について                      滞納者に対しては電話・通知での償還交渉を行います。                      ○期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内</p> <p>(5) 貸付限度額（例：修学資金）                      ○私立高校（自宅通学）：30,000円／月額                      ○私立大学（"）：72,000円／月額                      ○大学院（修士課程）：88,000円／月額</p> <p>(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ                      5年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。                      ○国への償還額 <span style="float: right;">6,821万円（6年度：1,847万円）</span>                      ○一般会計繰出金 <span style="float: right;">3,403万円（6年度：921万円）</span></p>			

## ■財源創出の取組

令和7年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

### ＜こども青少年局における主な財源創出の取組＞

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
児童手当支給事務費	児童手当の定時支給分の支払通知書の廃止時期の前倒し	51 百万円
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	私立保育所子育てひろば実施園の見直しを行い、補助金を削減	32 百万円
「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
児童手当支給事業	国費等の負担割合変更に伴う収入増	1,855 百万円
保育・教育施設向上支援費	国の職員配置改善加算新設に伴う国・県の負担金の収入増	371 百万円
延長保育事業	国の補助単価の増、補助対象児童の適用範囲の拡大に伴う収入増	321 百万円
妊婦のための支援給付事業	国の制度改正により歳入を確保	311 百万円
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援交付金を活用した財源確保	43 百万円
乳幼児健康診査事業	国庫補助を活用して、歳入を確保	40 百万円
個人版ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の推進		
保育所等整備事業	企業版ふるさと納税	2 百万円
親と子のつどいの広場事業	企業版ふるさと納税	1 百万円

## ■データドリブンプロジェクト

施策の所管部長を責任者とするプロジェクト形式で、ロジックモデル等のデータを活用して、施策目的と紐づく事業の関係性などを確認・検証し、施策の質を高めながら、効果的な事業への転換や類似事業の整理等の検討を行いました。

＜こども青少年局におけるデータドリブンプロジェクトの取組＞

施策	事業名	データドリブンプロジェクトを踏まえた整理
保育・幼児教育	横浜保育室事業助成金	給付対象施設への移行を進め国費を確保することにより、10百万円を財源創出 【分析】施設運営費の実績比較
子育て支援	保育所・幼稚園・認定こども園 子育てひろば事業	子育てひろばの非常設園制度を廃止し、市民が利用しやすい方式へ転換することにより、32百万円を財源創出 【分析】常設園・非常設園の利用実績

合計：2件、42百万円

## ■横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について

### <政策1> 切れ目なく力強い子育て支援 ～妊娠・出産期・乳幼児期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
出産費用助成事業		P.11
出産・子育て応援事業		P.11
妊婦のための支援給付事業	拡充	P.11
妊婦等包括相談支援事業		P.11
子育て世代包括支援センター事業		P.11
妊婦・産婦健康診査事業	拡充	P.11
妊婦歯科健康診査事業		P.11
母子保健指導事業		P.11
乳幼児健康診査事業	拡充	P.12
妊娠・出産サポート事業	拡充	P.12
育児支援事業	拡充	P.12
こんにちは赤ちゃん訪問事業	拡充	P.12
乳幼児発達支援事業		P.12
視聴覚検診事業	拡充	P.12
不妊・不育相談等支援事業		P.12
妊産婦・こどもの健康相談事業		P.12
【2 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.13
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.13
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.14
子育て支援者事業		P.14
親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施		P.14
子育て応援アプリ「パマトコ」事業	拡充	P.14
ハマハグ推進事業		P.14
子育てタクシー普及促進事業	新規	P.14
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進	拡充	P.36
【20 児童手当】		
児童手当		P.37

<政策2> 切れ目なく力強い子育て支援 ～乳幼児期・学齢期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【2 地域における子育て支援の充実】		
横浜子育てサポートシステム事業		P.13
【3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等】		
「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育	拡充	P.15
延長保育事業		P.16
市立保育所民間移管事業		P.16
横浜保育室助成事業		P.16
認可外保育施設等への助成		P.16
保育所等における業務効率化		P.16
にもつ軽がる保育園		P.16
給付費事務、保育所入所事務のDX化		P.16
指導・監査		P.16
【4 幼児教育の支援】		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.17
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	拡充	P.17
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.17
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.17
私立幼稚園等補助事業		P.17
私立幼稚園等個別支援教育費補助事業		P.17
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.17
幼稚園教諭等住居手当補助事業		P.17
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
一時預かり事業	拡充	P.18
いざというときの一時預かり事業	新規	P.18
24時間いつでも預かり保育事業	拡充	P.18
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.19
商業・集客施設等での一時預かり促進事業	新規	P.19
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	新規	P.19
病児・病後児保育事業	拡充	P.19
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	拡充	P.20
障害児や医療的ケア児の受入れ推進	拡充	P.20
外国につながるこどもへの支援	拡充	P.20
【6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保】		
保育・教育の質向上の仕組みづくり		P.21
保育・幼児教育職員等研修		P.21
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.21
幼保小連携・接続事業		P.22
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.22

<b>【7 保育・教育の場の確保】</b>		
変化する保育ニーズに応えるための既存活用策の推進		P.23
保育所等の新規整備等	拡充	P.23
保育所等における多機能化	拡充	P.24
保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	拡充	P.24
<b>【8 放課後の居場所づくり】</b>		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.25
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業		P.25
放課後児童クラブ事業	拡充	P.25
放課後児童サポート事業	拡充	P.25
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	拡充	P.26
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業		P.26
<b>【19 計画の推進】</b>		
こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	拡充	P.36

＜政策3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【8 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業	拡充	P.26
【9 こども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり		P.27
こども食堂等支援事業	拡充	P.27
青少年育成に携わる団体等の支援		P.27
青少年関係施設の運営等		P.27
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.27
【12 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.30
地域ユースプラザ事業		P.30
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.30
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）		P.30
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.30
寄り添い型生活支援事業		P.30
よこはま型若者自立塾		P.30
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.31
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当		P.32
特別乗車券の交付	拡充	P.32
【17 社会的養育の推進】		
施設を退所するこども等への支援	拡充	P.35
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進		P.36
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		P.38

＜政策4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【14 DV対策事業】		
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実		P.32
若年女性支援モデル事業		P.32
女性緊急一時保護施設補助事業		P.32
加害者更生プログラムへの事業費補助		P.32
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.32
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】		
児童虐待対策の総合的な推進	拡充	P.33
児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化	拡充	P.34
【17 社会的養育の推進】		
里親制度等の推進	拡充	P.35
養育支援の充実	拡充	P.35
児童措置費等	拡充	P.35
こどもの意見表明支援事業	拡充	P.35

＜政策5＞ 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
プレイフルラーニングのモデル実施	新規	P.19

＜政策13＞ 障害児・者の支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【10 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.28
【11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.29
学齢後期障害児支援事業		P.29
障害児医療連携支援事業	拡充	P.29
特別児童扶養手当支給事務費		P.29
障害児入所支援事業等	拡充	P.29

＜政策35＞ 地域で支える防災まちづくり

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	拡充	P.12

## ■横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度予算概要との関係

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、こどもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めていきます。

項目名	新規・拡充	掲載ページ
1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」		
寄り添い型生活支援事業		P.30
寄り添い型学習支援事業《健康福祉局》		—
放課後学び場事業《教育委員会事務局》		—
就学奨励事業《教育委員会事務局》		—
2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」		
こども食堂等支援事業	拡充	P.27
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.30
地域ユースプラザ事業		P.30
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.30
困難を抱える若者に対する SNS 相談事業		P.30
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.30
困難を抱える高校生支援事業（横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局》	—	—
3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」		
児童扶養手当		P.32
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.31
ひとり親世帯等に対する減免制度		—
4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」		
社会的養護自立支援拠点事業	拡充	P.35



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

